

HUMAN RIGHTS

－ いま 私がひらく 未来 －

[令和 2 年度改訂版]

活用の手引

兵庫県教育委員会

目次

ページ

『HUMAN RIGHTS』の改訂にあたって	1
『HUMAN RIGHTS』及び活用の手引の編集について	2
『HUMAN RIGHTS』の活用にあたって	5

第1部	①わたしたちの人権	7
	②命と向き合う	7
	③自分で決める、自分の生活	7
	④自分を見つめる	8
	⑤伝え方いろいろ	9
	⑥「平等」と「公平」は違うの？	9
	⑦ダイバーシティ&インクルージョン	10
	⑧本当に関係ない！？	10
	⑨気づきから実践へ	11

第2部	テーマ	(人権課題)	
1	分かち合い 共に生きる	(女性(男女共同参画))	12
2	誰の権利？自分の権利！子どもの権利	(子ども)	14
3	豊かな人生を生きる	(高齢者)	16
4	心と社会のバリアフリー ～バリアってどこにあるの？～	(障害者)	18
5	打ち明ける勇気 受け止める勇気	(同和問題)	20
6	守り、伝え、共に生きる	(アイヌの人々)	24
7-(1)	呼び、そして名乗ること	(外国人)	26
7-(2)	多文化共生社会の担い手へ	(外国人)	28
8	感染症への不安に負けないために	(HIV感染者・ハンセン病患者等)	31
9	知ることで見えてくるもの	(北朝鮮当局による拉致問題等)	34
10	自分らしく生きるために	(性的マイノリティ)	37
11	公正な社会をこの手で	(就職差別・働く人の人権)	40
12	表現の責任ってなんだろう？	(インターネットによる人権侵害)	43
13	あの時、被災地で	(災害と人権)	45
14	身近に広がる「貧困」	(ホームレス等)	48
総括	すべてはつながっている	(SDGsと人権)	49

資料編	人権教育基本方針	52
	外国人児童生徒にかかわる教育指針	54
	性的マイノリティ相談対応フローチャート	56
	性的マイノリティに対する支援のための留意点	57
	性的マイノリティに関するQ&A	58

改訂にあたって

兵庫県教育委員会では、平成 10(1998)年3月に「人権教育基本方針」を策定しました。平成 12(2000)年3月には、この方針に基づき、高校生用教育資料『HUMAN RIGHTS -いま 私がひらく 未来-』を作成し、人権という普遍的文化を築くことを目標に人権教育を推進してきました。生徒の発達段階や特性を踏まえ、学習内容を実生活に生かせるよう身近な人権課題を取りあげるなど、作成当時としては斬新な人権教育資料であり、その活用を図ってきました。平成 23(2011)年3月には、児童虐待やいじめ、インターネットによる人権侵害など、時代の変化に即した内容が扱えるよう、個別的な人権課題を取り扱った第2部の内容改訂を行いました。

しかし、この改訂から 10 年が経過する中で、社会の高度情報化や少子高齢化、グローバル化や経済的格差の拡大、外国人県民の増加や多国籍化など、加速度的に社会情勢は変化し、人権問題はますます複雑・多様化しています。また、平成 27(2015)年には、国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、17 の持続可能な開発のための目標「SDGs」が設定されました。国では、学習指導要領の改訂や、同和問題(部落差別)をはじめ、様々な人権課題に関する立法措置がなされました。さらに、県においては「ひょうご教育創造プラン(兵庫県教育基本計画)」の策定、「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」や「ひょうご多文化共生社会推進指針」等の改定が行われました。

令和2(2020)年当初からは、新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るい、不要不急の外出の自粛が求められるなどの感染防止対策がとられ、学校では長期間にわたる臨時休業等を余儀なくされました。コロナ禍で情報化・ICT化が進む一方で、感染者とその家族、医療従事者等に対する誹謗中傷などの人権問題が生じており、正しい知識を礎としながら、様々な情報から何が重要かを主体的に判断し、問題の解決に自ら取り組む実践力を育む人権教育が強く求められています。

このような社会の変化に伴う国や県の動向等を踏まえ、この度『HUMAN RIGHTS -いま 私がひらく 未来-』を全面改訂しました。改訂にあたっては、人権に関する知識理解の深化と人権感覚の涵養を基盤として、新しい人権課題も含めた問題状況を変えようとする人権意識、意欲、態度、さらには自他の人権を守るための実践行動にまで高めていくための資料づくりを行いました。学校における人権教育は、各学校の生徒や地域の実態を踏まえ、発達段階に応じて系統的に実践するとともに、学校教育活動全体を通じて行うことが必要です。本資料が各学校で幅広く活用され、人権教育がこれまで以上に充実することを期待しています。

本書の編集にあたり、ご尽力いただきました人権教育資料検討委員会並びに人権教育資料作成委員会の皆様方、また、多方面にわたりご協力いただきました皆様に対し、心からお礼申し上げます。

令和3年3月

兵庫県教育委員会

『HUMAN RIGHTS』及び活用の手引の編集について

1 改訂の背景について

高校生用教育資料『HUMAN RIGHTS』は、第1部においては作成から20年が経ち、第2部においても前回の改訂から10年が経過した。その間、「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成14(2002)年策定)の一部変更(平成23(2011)年一部変更)や、高等学校学習指導要領の改訂(平成30(2018)年3月)が行われた(以下、新学習指導要領)。

改訂にあたっては、「人権教育基本方針」に基づくとともに、新学習指導要領との関連に留意した。

新学習指導要領では初めて前文が設けられ、その中で個人の価値の尊重、正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力、生命の尊重など、人権教育に関する言葉が挙げられている。

前文には次のような記載もある。

これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の児童(生徒)が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながらさまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。

これは、人権尊重の精神の涵養を目的とし、自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動につながる意識・意欲・態度を育成しようとする人権教育の理念とも共通している。

さらに、新学習指導要領では、資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱で再整理し、社会に開かれた教育課程の実現や、カリキュラム・マネジメントの推進、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善などの要素が盛り込まれている。

また、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」(平成20(2008)年3月、以下「第三次とりまとめ」)では、社会に開かれた教育課程の実現について、人権教育の取組は、家庭、地域、関係諸機関の人々をはじめ、多くの人に支えられてこそ、その効果を十全に発揮できるとされている。

カリキュラム・マネジメントの推進について、教育課程においては、各教科等の形で「人権教育」が設定されていないため、学校で人権教育を行うに当たっては、各教科や「特別の教科 道徳」、総合的な学習(探究)の時間、特別活動、教科外活動等のそれぞれの特質を踏まえつつ、教育活動全体を通じて行うこととなる。このため、教科等横断的な視点は、人権教育においては特に重要である。

第三次とりまとめでは、人権教育を通じて育てたい資質・能力について、知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面の3つの側面から捉えているが、人権感覚を育成する基礎となる価値的・態度的側面と技能的側面については、児童生徒が自ら主体的に、学級の他の児童生徒とともに学習活動に参加し、協力的に活動し、体験することを通して初めて身につくものとされている。さらに、人権教育の指導方法の基本原則として、児童生徒の「協力」、「参加」、「体験」を中核に置き、「協力的な学習」、「参加的な学習」、「体験的な学習」を行うことも示されている。こうした学習は新学習指導要領の総則に示されている「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善ともつながるものである。

2 改訂について

第1部については、生徒自身が生き方を問いながら自分や他者の個性や人権について考え、人権尊重の精神を高めていくことをねらいとし、主として特別活動におけるホームルーム活動での活用を意図して改訂した。

第2部では、「人権教育・啓発に関する基本計画」(閣議決定、(平成14(2002)年策定、平成23(2011)年一部変更)に示されている13の人権課題及び、人権教育にかかわる新しい動向を踏まえ、「北朝鮮

当局による拉致問題等」や「性的マイノリティ」など、新たな人権課題をテーマとして取り上げるとともに、個別的な人権課題の学習内容も昨今の課題に応じたものに焦点を当てるなどの改訂を行った。また、SDGsと人権とのつながりについて考え、学ぶページも新設した。

また、これまでの『HUMAN RIGHTS』の編集方針を受け継ぎ、「人権教育基本方針」や新学習指導要領に基づき、特別活動のホームルーム活動や、各教科・科目、総合的な探求の時間、さらには家庭等での自主学習や生徒と保護者等との話し合いの資料として活用することを考慮し、主体的に学習に取り組めるよう工夫した。

さらには、QRコードによって関係する資料や動画などにアクセスしやすいよう利便性の向上を図った。

3 編集方針について

- 人権に関する国内外の諸条約・法令等を踏まえ、人権を取り巻く今日的な情勢に対応できるよう、新しい人権課題を取り扱った内容とする。
- 「第三次とりまとめ」や新学習指導要領を踏まえ、主体的・対話的で深い学びの充実を図り、知的理解にとどまらず、人権感覚を育成する内容とする。
- 「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」を踏まえ、「人権教育基本方針」に基づき、「ひょうご教育創造プラン」に即した内容とするとともに、兵庫県にゆかりのある「ひと・もの・こと」を取り上げ、兵庫らしい特色ある内容とする。
- 特別活動のホームルーム活動及び各教科・科目や総合的な探究の時間での活用に加え、生徒が地域の人権の歴史や課題に触れ、学校での人権教育の学びをさらに深められる内容とする。

4 『HUMAN RIGHTS』の内容と構成について

第1部は、権利や責任、平等、共生など人権に関する概念や、自分自身の生き方を問いながら、自分や他者の個性や人権について考えることで、人権感覚を磨き、人権尊重の精神を高めていくことをねらいとしている。

第2部では、学校や社会で直面しうる、個別的な人権課題に関するテーマや複数の人権課題を含めたテーマを取り上げている。それらのテーマについて、さまざまな資料をもとにさまざまな課題について知るだけでなく、考えを深め、実践行動につなげることをねらいとしている。

「人権教育基本方針」では、人権教育を次ページの表中「1 人権としての教育」「2 人権についての教育」「3 人権を尊重した生き方のための資質や技能を育成する教育」「4 学習者の人権を大切にした教育」の4つの内容によって構成している。本資料では、これらの内容に基づいてテーマや資料を選択し編集している。

また、資料の配列は、主として、自分自身に関することから他者との関係、そして社会とのかかわりへと、人権の広がりを考慮した。

資料編について、資料中に出てくる世界人権宣言や子どもの権利条約のほか、人権とのかかわりの深い近縁の関係法律等を掲載している。

○ 兵庫県の人権教育基本方針と本書との関係

人権教育の内容構成			対応する本書の項目
基本方針	重点目標	推進項目	
1 人権としての教育	(1) 自ら学ぶ力の育成	ア 学びとの出会いの促進	第2部 テーマ7
		イ 基礎・基本の定着	第1部⑤ 第2部テーマ12
	(2) 自己についての肯定的な認識の形成	ア 自尊感情の形成	第1部④ 第2部テーマ6・10
		イ 自分と社会についての認識の啓培	第1部② 第2部テーマ11
2 人権についての教育	(1) 人権意識の高揚	ア 生命の尊厳についての学習	第1部② 第2部テーマ3
		イ 人権の歴史と思想についての学習	第1部①・⑥ 第2部テーマ5・6・8・9
	(2) 差別解消への態度の形成	ア 差別と人権問題についての学習	第1部⑧ 第2部すべて
		イ 人権の擁護とその活動についての学習	
3 人権を尊重した生き方のための資質や技能を育成する教育	(1) 自立向上の精神の育成	ア 「市民意識」の醸成	第1部①・③・⑧・⑨ 第2部テーマ12・13・14
		イ 個性・能力の伸長	第1部④ 第2部テーマ11
	(2) 思いやりの心の育成	ア 人間関係の活性化	第1部⑤・⑦ 第2部テーマ7
		イ 社会参加の促進	第1部⑨ 第2部テーマ1・4・総括
4 学習者の人権を大切にしたい教育	(1) 一人一人を大切にしたい教育指導	ア 学習者の権利と責任の重視	第1部① 第2部テーマ2
		イ 個を生かす集団の育成	第1部⑤・⑨
	(2) 学習環境と条件の充実	ア 指導者の人権意識の向上	活用の手引き
		イ 教育条件の整備	活用の手引き

5 活用の手引について

- 「学習のねらい・人権教育の視点」： 学ばせたい人権課題の概要と、人権教育を通じて育てたい資質や能力を提示している。
- 「指導上の留意点」： 授業を進めるにあたって人権上配慮が必要なことや、理解を深めるためのポイント等を提示している。
- 「展開例」： 各テーマには、参考として展開例を提示しているが、生徒や学校、地域の実態を踏まえて、指導者が創意工夫しながら指導計画を作成することが大切である。
- 「ワークシート」： ワークシートは本来、指導者が生徒の実態に即し、工夫して作成することが望まれるが、活用の手引では、展開例に即したものを一例として掲載している。
- 「参考資料等」： 指導者がテーマにかかわる認識を深めたり、生徒の学習を効果的に支援したりするための資料として掲載している。
- 巻末資料には、人権教育基本方針や外国人児童生徒にかかわる教育指針に加え、性的マイノリティに関する相談フローチャートや、支援のための留意点、Q&Aを新たに掲載している。

『HUMAN RIGHTS』の活用にあたって

各教育資料の活用については、「活用の手引」に展開例やワークシートを提示しているが、生徒や学級の実態等を踏まえ、指導者が創意工夫しながら指導計画や指導案を作成することが大切である。

各テーマには、それぞれに対する主な人権課題を設定しているが、次ページの表のように、人権の視点から他の人権課題と関連づけて取り扱うことができる。

なお、指導にかかわる評価については、生徒や学校、地域の実態を踏まえ、人権教育を通して育てたい資質や能力を明確に定め、適切に行うことが重要である。具体的には、学習状況や成果などについて、肯定的な生徒観に基づき、生徒のよい点、学習に対する意欲や態度などを踏まえて評価を行うことが大切である。なお、人権教育の成果は、すぐに現れるものではないことに十分留意する必要がある。

評価の観点として、例えば次のようなものが考えられる。

- 人権課題にかかわる現状や背景などについて、正しく理解することができたか。
- 学習に主体的に取り組み、課題の解決に向けて積極的に取り組もうとする実践的な意欲や態度を身につけることができたか。
- 学習活動を通しての気づきを大切に、自分とのかかわりで人権課題をとらえ、日常生活の変容につなげることができたか。
- 個別的な人権課題の理解にとどまらず、普遍的な視点から人権の大切さを認識するなど、人権についての学びを深めることができたか。

なお、各校配布の冊子の他、兵庫県教育委員会事務局人権教育課ホームページからダウンロードして活用できる。

<https://www.hyogo-c.ed.jp/~jinken-bo/index.html>

※ 本教育資料を、無断で転載・転用することを禁止します。

○ 関連する人権課題

第2部のテーマ		主な人権課題	関連する人権課題例
1	分かち合い 共に生きる	女性(男女共同参画)	子ども、性的マイノリティ、就職差別・働く人の人権、防災と人権等
2	誰の権利？自分の権利！子どもの権利	子ども	女性、インターネットによる人権侵害等
3	豊かな人生を生きる	高齢者	就職差別・働く人の人権、防災と人権等
4	心と社会のバリアフリー ～バリアってどこにあるの？～	障害者	就職差別・働く人の人権、防災と人権等
5	打ち明ける勇気 受け止める勇気	同和問題	就職差別・働く人の人権、インターネットによる人権侵害等
6	守り、伝え、共に生きる	アイヌの人々	同和問題(結婚差別)、就職差別・働く人の人権等
7-(1)	呼び、そして名乗ること	外国人	就職差別・働く人の人権、インターネットによる人権侵害、防災と人権
7-(2)	多文化共生社会の担い手へ	外国人	
8	感染症への不安に負けないために	HIV感染者・ハンセン病患者等	同和問題(結婚差別)、就職差別・働く人の人権、インターネットによる人権侵害等
9	知ることで見えてくるもの	北朝鮮当局による拉致問題等	外国人(ヘイトスピーチ)
10	自分らしく生きるために	性的マイノリティ	女性、就職差別・働く人の人権
11	公正な社会をこの手で	就職差別・働く人の人権	女性(男女差別)、障害者、同和問題、外国人、刑を終えて出所した人等
12	表現の責任ってなんだろう？	インターネットによる人権侵害	同和問題、外国人(ヘイトスピーチ)、HIV感染者・ハンセン病患者、防災と人権等
13	あの時、被災地で	災害と人権	女性、高齢者、障害者、外国人、性的マイノリティ、インターネットによる人権侵害等
14	身近に広がる「貧困」	ホームレス等	子ども、女性等
総括	すべてはつながっている	SDGs と人権	すべての人権課題

第1部

① わたしたちの人権

(1)ねらい

- 人権の概念や権利と責任の関係、自分自身が権利の主体であることを、身近な生活や国内外の諸資料から理解する。

(2)留意点

- 人権とは、人が何らかの責任や義務を果たす代償として認められるといった性質のものではなく、自分にさまざまな人権があると同時に、他者にも同じ人権があり、尊重し合うことが大切であることを確認する。
- 世界人権宣言については、原文や他の訳文なども教材として用いることで、意味や解釈への理解を深めることができる。

(3)展開や活用の例

- 日々の生活をふり返らせ、その中の行動を挙げさせた後、世界人権宣言や子どもの権利条約、日本国憲法の条文と照らし合わせる活動によって、人権を身近に捉えさせることが期待できる。
- 最後の問について、生徒に事例を挙げさせ、様々な権利に伴う責任について考えさせる活動によって、自分自身が権利の主体であるという自覚と、他者の人権を尊重する責任についての理解の深まりが期待できる。

② 命と向き合う

(1)ねらい

- 大切な人を失った人の体験から、命の有限性や自他の命のかけがえのなさに気づき、自他の命を尊重する態度を身につける。
- 今の自分の命は、過去から現在へと世代を超えて受け継がれてきたことを認識し、他者の命や思いのつながりの中で、未来に向けて自分の生き方について考える。

(2)留意点

- 生徒の中には家族など身近な人を亡くした体験をもつ者もいると考えられ、指導に際しては事前事後に個別に話を聞く時間を設定するなどの配慮が必要である。
- 自分の命や存在そのものを価値あるものと気づかせるうえで、自尊感情を高める取組も併せて行うことが望ましい。

(3)活用例

- 身近な家族を失った後の順さんの言葉や行動から心情について考えさせ、命の有限性やかけがえのなさに気づかせる。
- 順さんが母の死に向き合えるようになった理由について考えさせ、他者の生き方や思いが、未来に向けての自分の生き方につながっていることに気づかせる。
- ページ下部の問に取り組ませることで、自分自身の命や生き方、命のつながりについて考えさせる。

③ 自分で決める、自分の生活

(1)ねらい

- 多様な価値観や個性、生き方、考え方を尊重することは、多様な人々が共生するうえで大切なこと

であり、人としての尊厳を尊重するということであるということを理解する。

- 相手の立場や心情を想像して自分がどうしたらよいかを考えるとともに、その人を「決める主体」として尊重し、コミュニケーションを図ろうとする態度を身につける。

(2)留意点

- 介助を受ける美和さんと藤岡さんのように、「介助を受ける・介助をする」関係であっても、人として対等の立場である点を確認し、「その人にとって、何が一番いいか」ということについては、コミュニケーションの中で本人の意思を確認したり尊重したりすることが大切であることに留意する。
- 善意からの行動が相手を傷つけたり、不快にさせたりしてしまうことがあるからといって、社会的に弱い立場の人々へのかかわりが消極的にならないように留意する。

(3)活用例

- 「あのね藤岡さん。」から始まる美和さんの言葉や、「え?でも…」という藤岡さんの言葉から、「決める主体」や社会的に弱い立場の周囲にいる人の陥りやすい思い込みについて気づかせる。
- 自分の体験や周囲の出来事について、意思や気持ちを軽視されたり、勝手に決められたりした経験がないかをふり返り、その時の自分自身の心情から、他者に対してどのような言葉がけや接し方が必要かを考える。
- 事例から、無意識の偏見(アンコンシャス・バイアス)や、社会的に弱い立場(女性、子ども、障害者、高齢者など)の人権課題と関連づけて学習を展開することも考えられる。

④ 自分を見つめる

(1)ねらい

- ダイヤモンドランキングの活動により、自己の価値観を見つめ再認識するとともに、ランキングの共有により他者にもそれぞれの価値観や考え方があることに気づき、多様性を尊重する態度を身につける。
- リフレーミングの活動により、自分自身への多様な見方や、長所や短所も含めて自分自身を価値ある存在として肯定的に認める態度を身につけるとともに、他者の個性に対する多様な見方や、多様な個性を受容する態度を身につける。

(2)留意点

- ダイヤモンドランキングの際には、ランキングを完成させるだけでなく、順位付けの理由についても考えさせることで、自分の個性についての考え方を深めさせることができる。また、班活動などで共有する際にも、完成したランキングだけでなく、理由も説明することによって、他者の価値観や考え方などに対して理解を深めさせることができる。
- リフレーミングの際には、自他を受容することが目的なので、「他者を否定しない」ことを徹底し、特に、短所について、笑ったりからかったりしないように指導する。

(3)活用例

- ダイヤモンドランキングは選択肢を変えて、個別的な人権課題の導入として活用することもできる。また、「好きなファッション」、「人を好きになったり尊敬したりする気持ち」の選択肢については、服装や好意の対象は性別にかかわらず多様であるということから、性的マイノリティの学習の導入にも活用できる。
- リフレーミングにより、自他の個性を肯定的に受け止める態度を身につけさせることで、いじめや差別のない集団づくりに活用することもできる。

⑤ 伝え方いろいろ

(1)ねらい

- 多様な人々が共生する中で必要となる、権利や意思の適切な自己表現や、他者の人権を尊重するために共感的に聞き、対応することの大切さを理解するとともに、その具体的なコミュニケーションの技能を身につける。

(2)留意点

- 「1. アサーション」について、パターン1・2のどちらがお互いを尊重したコミュニケーションであるか判断するだけでなく、その理由についても考えさせることが大切である。
- 「2. 受け止める」については、正解を見つけることよりも、自分が相談者の立場だったらという視点から、勇気をもって相手を信頼してカミングアウトした人が、安心・信頼できる言葉とはどのようなものかを考えさせるという点に留意する。
- 「3. 声を上げる勇気」について、掲載事例の他、時事的なものを取りあげることで、生徒が学校での人権教育と社会での人権の動きとを関連づける意識や視点を身につけることが期待できる。

(3)活用例

- 「1. アサーション」については、考える際に読んだり考えたりするだけでなく、ロールプレイを取り入れることによって、他者の立場に立って考えたり感じたりすることを体験的に学ぶことができる。また、掲載しているもの以外の事例(異なる場面や女性(DV)以外の場面等)を教師が準備し、生徒に考えさせることにより、コミュニケーションの技能を高めることが期待できる。
- 「2. 受け止める」については、友人の言葉(ア)～(ク)について、より良い対応や言葉がけについて個人で考えるほか、班などで他者と協議することでより考えが深まることが期待される。また、「実は私、[]やねん」に具体的な文言を入れてロールプレイを取り入れることで、より具体的に考えることができる。
- 「3. 声を上げる勇気」については、時事的な事例を取りあげることで、個別的な人権課題の導入として用いることができる。

⑥ 「平等」と「公平」は違うの？

(1)ねらい

- 身の周りや社会にある事例について、公正・公平の視点から判断し、協議する活動により、平等や公平についての感覚や認識を深めるとともに、より良い社会を実現するためにそれらを尊重する態度を身につける。

(2)留意点

- 公平・不公平についての判断だけでなく、理由を考えさせることが大切であり、理由や判断に迷った点などについても他者と共有・協議すると、理解の深まりが期待できる。
- 各事例の公平・不公平についての正解について結論を出すことが目的ではなく、平等や公平の視点から考えを深める機会である点に留意する。
- ①～④の事例の他、これまでの差別による格差を是正するための特別措置の例として、女性の活躍推進のためのポジティブアクションや同和対策事業、アイヌ民族を対象としたウタリ対策事業などがある。

(3)活用例

- 各事例について、個人で公平・不公平について理由もあわせて考え、班で共有・協議した後、各班の意見を発表し協議する。時間配分や主に扱う人権課題などから、①～④のいずれかを選択して取り扱ったり、班ごとに事例を割り振ったりすることも考えられる。

- 事例に挙がっている、女性や高齢者、障害のある人などの個別的な人権課題の学習として展開することもできる。

⑦ ダイバーシティ&インクルージョン

(1)ねらい

- 共生社会では、多様性の尊重にとどまらず、多様性を包摂し、生かしていくことが大切であるということを理解する。
- 多様性の尊重や多様な人々が共生する妨げとなる、社会や自分にある先入観や思い込み、決めつけなどの偏見に気づくとともに、それに起因する差別などの否定的な言動を予防、改善しようという態度を身につける。

(2)留意点

- 自分の印象を絶対視せずアンコンシャス・バイアスの解消に努めるとともに、アンコンシャス・バイアスが差別や否定的な言動につながらないようにすることが重要であるということに留意する。
- 女性の活躍推進や豊富な知識と経験をもつ高齢者の活躍、合理的配慮、外国人労働者、性別にとられない働き方、多様な働き方、働き方改革などに関連して、個別的な人権課題について考える際の視点としても活用できる。

(3)活用例

- 表の項目ア〜クについて個人で考えた後、ペアや班などでいずれかにチェックを入れた理由も含めて共有し、多様な考え方があることに気づかせる。
- 社会での「ダイバーシティ&インクルージョン」の取組を調べる活動により、「ダイバーシティ&インクルージョン」の具体的なイメージをつかみ、社会とのつながりを意識させる。

⑧ 本当に関係ない！？

(1)ねらい

- いじめを自分の問題として捉え、身近な人々の人権を尊重し、主体的に豊かな人間関係を築こうとする態度を身につける。
- いじめを防ぐために、一人ひとりが「いじめは絶対に許さない」という態度を示し、互いの違いを認め合える人間関係が大切であるということを理解する。

(2)留意点

- 「自分ならどうするか」という視点から考えることで、自分事として関心をもち、問題解決のために自分のできることを考え、行動することが大切である点に気づかせる。

(3)活用例

- 教材の文章の篤史の心情や行動について、「自分ならどうか」という視点で考えさせる。
- 考えてみようの選択肢(ア)～(エ)やいじめの四層構造を参考にしながら、同じような場合に、どのような行動ができるか考える。
- 出典『いじめを許さない人権教育教材(高校生用)』の活用の手引き→



⑨ 気づきから実践へ

(1)ねらい

- 人権尊重の社会づくりに向けて、社会の一員としての自覚と積極的に社会参加する意欲や態度を身につける。

(2)留意点

- 地域や社会での人権課題に対して、ホームルーム活動や部活動、生徒会活動等の様々な場面において、生徒が自主的に目標や計画を作成して取り組めるよう支援する。
- 事前準備だけでなく、成果や工夫したこと、苦労したことなど、事後のふり返りが重要である。
- 地域や関係機関、NPO 等との連携により、活動の充実が期待できる。
- SDGsから実践を考える際には、人権の視点について留意する。

(3)活用例

- 「高校生の活動あれこれ」の事例について、取組と、その背景となっている出来事や人権課題について考えさせる。
- 身近な地域や人に関すること、報道などで取り上げられていることを持ち寄り、班やクラスでのテーマや課題を設定し、どのような活動に取り組むかを考えさせる。

第2部

テーマ 1

「分かち合い 共に生きる」(人権課題:女性)

1 学習のねらい・人権教育の視点

- (1) 男女共同参画社会の実現に向けて、性別による固定的役割分担意識を見直し、家庭や職場において、一人ひとりが個性や能力を發揮できる生き方を主体的に選択しようという意欲や態度を身につける。

2 指導上の留意点

- (1) 生徒の家庭状況に留意し、家族の形態は多様であってよいことを伝える。
- (2) 結婚・出産の自由などにも留意するとともに、男女共同参画の解決策が家事育児の分担にのみ帰結しないように留意する。
- (3) 女性に対する暴力(DV、性暴力、性的搾取、セクシュアル・ハラスメントなど)の根絶についての学習やSDGsの学習と関連づけて展開することも可能である。

3 展開例

学習活動	指導上の留意点、使用する資料
1 「男女共同参画」の概要を確認する。	○ リード文「だれもが～十分に發揮できる」を解説する。背景としての女性差別の事例や女子差別撤廃条約(キーワード参照)、男女雇用機会均等法などを確認し、男女格差が今なお課題である事を確認する。
世界各国と比べ、日本の男女格差の課題は何だろうか。	
2 「世界各国の男女格差」を見て、世界の中での日本の状況や課題を確認する。	○ ジェンダーギャップ指数の表から、日本の現状について、男女格差の解消が世界よりも遅れていることを確認する。 政治分野が最も遅れているが、授業では「経済」分野(雇用や仕事での活躍)について着目させる。
日本のGGIの順位はなぜこれほど低いのだろうか。	
3 「日本の家事労働の分担状況」から、女性の活躍推進に向けて、無償労働の分担を進めるために必要なことを考える。	○ 育休取得率や育児・家事時間の男女差に気づかせ、役割分担や、性別に関係なくそれぞれの個性・能力を生かした働き方・生き方の大切さについて考えさせる。
女性の活躍がこれからも促進されるために必要なことは何だろうか。	
4 「経済」分野に関連して、女性の雇用・労働、男性の育児休暇取得者の事例を読み考える。	○ 男性が多い「杜氏」等へ女性の活躍の場が広がっている点、管理職として活躍している点、一方でケースとしては少ない点を確認する。
5 気づいたことやこれからの生活に生かしていこうと思うことをワークシートに記入する。	○ SDGsとも関連して「DV」について調べてみることや、ジェンダーギャップ指数の上位国の取組について調べるよう促す。

4 参考資料

- (1) 教職員用指導資料「男女共同参画社会の実現をめざす教育の実践に向けて」(改訂版)【基本的な考え方編】(平成30年2月)[QRコード左]
- (2) 同 (改訂版)【実践事例編】(平成30年3月)[QRコード右]



[ワークシート]

分かち合い 共に生きる

年 組 番 名前

1 男女共同参画とは何だろうか。

--

2 世界各国と比べ、日本の男女格差の課題を考えよう。

--

3 ジェンダーギャップ指数(GGI)について、なぜ日本はこれほどまでに低いのだろうか。

--

4 女性杜氏と女性管理職の例、男性の育児休暇取得と家事参加の事例を読んで気づいたことや学んだことをあげてみよう。

女性杜氏の事例
女性管理職の事例
男性の育児休暇取得者の事例

5 女性の活躍がこれからも促進されるために必要なことを考えよう。

--

6 今日の感想や、気づいたこと、これから心がけたり行動したりしていこうと思うことを書こう。

--

テーマ 2

「誰の権利？自分の権利！子どもの権利」（人権課題：子ども）

1 学習のねらい・人権教育の視点

- (1) 「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」で定められている権利について理解するとともに、権利の主体者としての自覚をもつ。
- (2) 具体的な事例について考えることを通して、児童虐待などの人権侵害に対する意識を高めるとともに、自他の人権を大切に、守ろうとする意欲や態度を身につける。

2 指導上の留意点

- (1) 児童虐待については、生徒に当事者がいる可能性を考慮し、状況把握や展開について配慮が必要である。
- (2) これからの人権尊重の社会づくりに向けて、意見表明権については権利そのものについての説明だけでなく、具体的な事例を挙げて仕組みやルールに関心をもち、積極的に社会づくりにかかわっていかうとする意欲や態度を養う。
- (3) 子どもの権利については、4つの「一般原則」から捉えることもできる。



(日本ユニセフ協会)

3 展開例

学習活動	指導上の留意点、使用する資料
「子どもの権利」とはどのような権利だろうか。	
1 「子ども」に必要な権利を考える。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 『『子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)』の4つの権利』や巻末資料から、具体的に子どもの権利の内容を理解させる。また、子どもの権利条約の対象が18歳未満であることを確認する。 ○ 子どもは、権利の主体であることや、意思表示が認められている「参加する権利」の大切さに気づかせる。
「子どもの権利」が侵害されている事例にはどのようなことがあるだろうか。	
2 右ページのグラフ「子ども権利に関する人権上の問題」から考える。	<ul style="list-style-type: none"> ○ グラフの各問題について補足しつつ、授業では「児童虐待」に着目させる。 左ページの県内の虐待関係のグラフから増加傾向に気づかせる。相談件数の多さについては、社会の関心の高まりについても言及する。
3 児童虐待について、左ページ(1)～(8)のケースについて、子どもの権利の4つの分類のどれが侵害されているか、問題点を考える。	<ul style="list-style-type: none"> ○ いずれのケースも、右ページ「虐待の4類型」に該当する問題点がある。気づかない場合には解説等を行い注意を促す。
年々増加する児童虐待に対して、できることは何だろうか。	
4 自分や身近な人が困っていたり、助けを必要としたりしている時にできる対応を考える。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 右ページの相談窓口や「189番」を周知し、相談や通報は高校生でも可能であることを確認する。
子どもの権利について、気づいたことや今後の生活に生かしていこうと思うことを考えよう。	
5 子どもの権利について、気づいたことや今後の生活に生かしていこうと思うことを記入する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 権利の主体者としての自覚をもち、人権侵害の解決や社会のあり方に積極的にかかわることが大切であることを気づかせる。

[ワークシート]

誰の権利？自分の権利！子どもの権利

年 組 番 名前

1 「子どもの権利」とはどのような権利のことをいうのだろうか。

対象(「子ども」は何歳まで?)・内容(どんな権利?大人になくて子どもに認められていることは?)など

2 「子どもの権利」が侵害されている事例にはどのようなことがあるだろうか。

3 (1)~(8)のケースについて、問題点を考えよう。

	問題だと思う理由や、どんな権利が侵害されているか考えてみよう。	虐待の種類
(1)		
(2)		
(3)		
(4)		
(5)		
(6)		
(7)		
(8)		

4 自分や身近な人が困っていたり、助けを必要としたりしている時、どのような対応ができるだろうか。

5 子どもの権利について、気づいたことや今後の生活に生かしていこうと思うことを記入しよう。

テーマ 3

「豊かな人生を生きる」(人権課題:高齢者)

1 学習のねらい・人権教育の視点

- (1) 高齢者の認知症や介護、高齢者に対する虐待等の高齢社会の問題や、これからの社会での高齢者の生きがいや役割について理解し、高齢者やその家族、介護者のそれぞれの尊厳や人権が尊重される社会を築いていこうとする意欲や態度を身につける。

2 指導上の留意点

- (1) 家庭に要介護者や認知症の方がいる生徒がいる場合は、状況把握や展開について配慮が必要である。
- (2) 高齢者人口が多くなること、いずれ自分も高齢者となることなど、さまざまな視点から、自分事として考えさせ、問題点だけでなく、高齢者の生きがいや役割について肯定的な面にも気づかせる。
- (3) 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもは「ヤングケアラー」と呼ばれ、学習や発達にも支障が出るおそれがあると言われる。(1)のような生徒を把握している場合は、当該生徒の学校生活での様子に留意する。

3 展開例

学習活動	指導上の留意点、使用する資料
高齢者や高齢社会での困り事や課題は何だろうか。	
1 高齢者に関する人権侵害について、右ページのグラフや自分の体験などから考える。 キーワードや教員の開設から、虐待や認知症についてワークシートにまとめる。	○ 高齢者の困り事や人権侵害について、キーワードや右ページのグラフの項目等を説明し、誰もがかわる可能性がある問題として「認知症」に着目させる。高齢者虐待については、QRコードからアクセスし確認できる。
介護において、高齢者や介護者の尊厳が大切にされる関係性とはどのようなものだろうか。	
2 マンガや「認知症の高齢者に接した高校生の声」を読み、マンガの「対等な関係性」という言葉について考える。	○ マンガや高校生の感想については、感想やよくわからない点を聞き、補足する。 ○ 笑顔や丁寧な言葉がけのほか、お互いの小さな「返報」つまり win-win の関係に留意することが大切であることを確認する。
3 ワークシートの事例に取り組む。	○ 「3」は展開に余裕がなければ認知症高齢者の行方不明者数の説明にとどめる。
高齢者が安心して地域で暮らし、「豊かな人生」を実現するためにはどうすればよいか。	
4 高齢者の「生きがい」としてどのようなものがあるか考える。	○ 趣味や社会で期待される役割などの生きがいが「豊かな人生」において重要であることに気づかせる。 ○ 声かけなど高齢者への働きかけ、イベント・ボランティアでの支援への参加、高齢者との協働などの視点から共生社会の実現について考えさせる。
5 地域の一員、高校生としての自分ができる事を考え、ワークシートに記入する。	

4 参考資料

- (1) 「認知症施策の総合的な推進について」(兵庫県)[QRコード右]
- (2) 「ひょうごの福祉」兵庫県社会福祉協議会[QRコード左]



「豊かな人生」を考える

年 組 番 名前

1 高齢者はどんなことに困っているだろうか。

2 高齢者の人権侵害について整理しておこう。

- 【 】的虐待…たたくななどの暴力など
- 【 】的虐待…暴言・心無い言葉を使うなど
- 【 】の怠慢・放棄(ネグレクト)…世話をしないなど
- 【 】的虐待…本人の承諾なしに年金などを引き落とすこと

3 「認知症」について確認しよう。

4 高齢者や認知症の方、介護者の尊厳が認められる「対等な関係性」とはどのようなものだろうか。

[事例] 次のような場面に出会ったらどうしたらよいだろうか。

あなたは学校の帰り道、雨が降っているのに傘もささず、靴を履いていない高齢者を交差点の前で見かけました。その人はなんだかぼんやりしたままです。あなたならどのような行動ができますか？

参考:徘徊かも！？と思ったら

- ① 驚かせないように正面から声をかける
- ② 「どうしましたか？何かお困りですか？」などと尋ね、相手に落ち着いてもらう
- ③ 言葉が出にくい場合、洋服や靴に名前や連絡先が縫いけられていないか確認する
- ④ 一人で放っておけないと感じたら、近くの大人や家族、交番などに連絡する

5 地域のなかで高齢者が安心して暮らし、「豊かな人生」を実現するために、自分ができようことを考えよう。

テーマ 4

「心と社会のバリアフリー ～バリアってどこにあるの?～」(人権課題:障害者)

1 学習のねらい・人権教育上の視点

- (1) 「社会モデル」や「合理的配慮」の考え方について理解し、すべての人々が安心して参加・貢献ができる共生社会の実現に向けて、心のバリアフリーを実践しようとする意欲や態度を身につける。

2 指導上の留意点

- (1) 「社会モデル」の考え方を学ぶ中で、バリアの解消のための取組に考えるだけでなく、自分自身がバリアを作っていることもあることに気づかせる。
- (2) 障害について診断の有無は必要条件ではないことや、障害名は周りの人と区別するためものではなく、接し方や支援方法を考えるためのヒントになるということに気づかせる。
- (3) 生徒や家族に障害のある人がいる場合には、授業の内容や展開について工夫や配慮が必要である。

3 展開例

学習活動	指導上の留意点、使用する資料
<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">障害者としての「障害」とは何だろうか。</p> <p>1 問について考え、発表する。</p>	<p>○ 「社会モデル」について説明し、障害は個人の心身機能の障害のみのことではなく、社会的障壁の解消という点で自分にもできることがある点に気づかせる。</p>
<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">社会での活動や参加を制限するバリアにはどのようなものがあるだろうか。</p> <p>2 4つのバリアの具体例を確認し、自分の身のまわりのバリアを考える。 考えたバリアについて、取り除くための工夫や配慮を考える。</p>	<p>○ 社会のさまざまなバリアについて考えさせることによって、多様な人がいることを理解させる。</p> <p>○ 社会環境は多数派が規準として整備されていることが多く、バリアに気づきにくい。自分がバリアをつくりだしている場合もあることに気づかせる。</p>
<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">図A・Bの台の使い方から、公平な支援や配慮とはどのようなことか考えよう。</p> <p>3 図A・Bについて、台の使い方の違いから平等と公平の違いについて考える。 さらに、台を使う以外の方法での、3人ともが野球観戦をするためのバリアを解消する方法を考える。</p>	<p>○ バリアや個々に合った支援に関して「キーワード」の「合理的配慮」について説明し、台の使い方に当てはめて理解させる。 型にはまった対応でなく、多様な考え方に気づかせる。</p>
<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">濱田祐太郎さんのような視覚障害のある人を学校に招く場合にどのようなことがバリアとなるだろうか。</p> <p>4 濱田さんに関する資料を読み、4つのバリアの視点から、バリアとなるものやその解決案について考え、班やクラスで共有する。</p> <p>5 ふり返りを記入する。</p>	<p>○ 身近な場所で、自分にできることを考えることで、自分事として考えさせ、共生社会の実現に向けての意欲と態度を身につけさせる。</p>

[ワークシート]

心と社会のバリアフリー ～バリアってどこにあるの？～

年 組 番 名前

1 障害者にとっての「障害」とは何だろうか。

--

2 身近にある具体的なバリアを書き出し、それぞれの解決策を考えてみよう。

バリアの種類(○をつける)	バリアのある状態	バリアフリーに向けての解決案
物理的 ・ 制度的 文化・情報面 ・ 意識上		
物理的 ・ 制度的 文化・情報面 ・ 意識上		

3 図A・Bの台の使い方から、公平な支援や配慮とはどのようなことが考えよう。

公平な台の使い方は図[] そう考えた理由は・・・
台を使わない方法でのバリアフリーを考えてみよう。

4 例えば視覚障害のある人を学校に招く場合にバリアとなるのは何だろうか。その解決案も考えよう。

バリア	解決案

5 本時の学習について、気づいたことや今後の生活に生かしていこうと思うことを記入しよう。

--

「打ち明ける勇気 受け止める勇気」(人権課題:同和問題(部落差別))

1 学習のねらい・人権教育の視点

- (1) 結婚差別について、同和地区(部落)出身というだけで、結婚を反対される不合理さを理解し、部落差別を解消するための正しい知識を身につける。
- (2) 「打ち明け」に対して、どう「受け止め」ればいいのか、考えを深める中で、差別のない社会を作るために考え行動しようとする意欲や態度を身につける。

2 指導上の留意点

- (1) 「同和問題(部落差別)」を知らない生徒もいるので、必要に応じて歴史的経緯にふれる。
- (2) 生徒に意見や思ったことを発言させる際には、事前にクラスの中に同和地区出身者(当事者)がいること(あるいはいるであろうこと)を認識しておくことが重要である。率直な意見を出し合うことは大切であるが、その一方で不用意な発言によって人を傷つけるのはこの問題の解決につながらないことを意識させる。
- (3) 差別をなくそうとする立場に立って考え、自分に何が出来るかを追究することが重要である。「差別がなくなって欲しい」など、人任せのような立場ではなく、当事者の視点で考えさせるよう留意する。

3 展開例

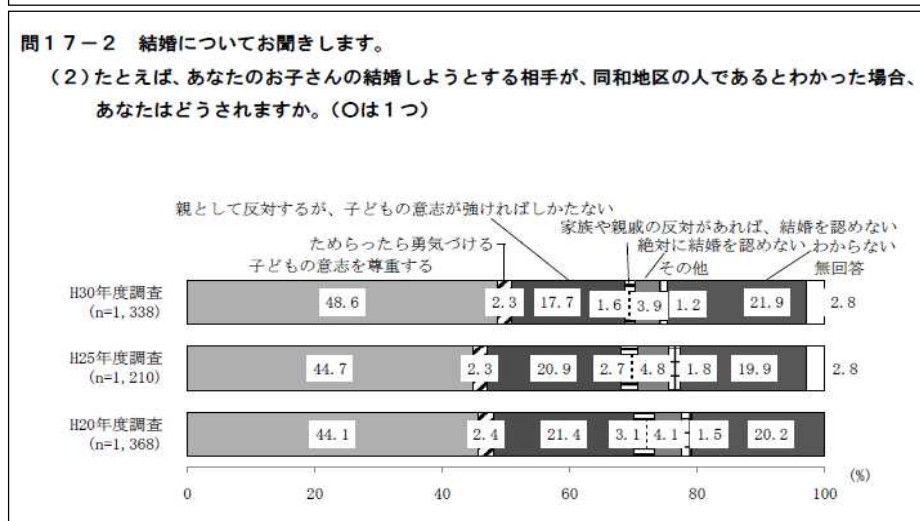
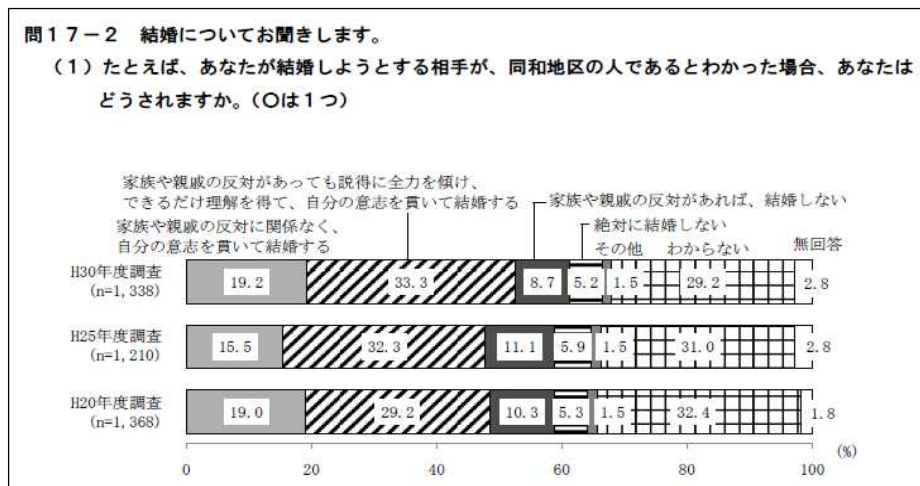
※ 最初に左ページのみをプリントして配布し、生徒から意見を引き出すことを中心に授業を展開する。意見や議論で出尽くしたところで、右ページをプリントしたものを配布して、まとめやふり返りを行う。

学習活動	指導上の留意点、使用する資料
<p>1 配布プリントを黙読し、感想や結婚差別について感じたことを記入する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> なぜ母は「自分が被差別部落の出身だということは、今後人に言う必要はない」と語ったのだろうか。 </div>	<p>○ 同和問題(部落差別)の概要を説明する。 ○ 姉に関するエピソードから、部落差別の不合理さを理解させる。</p>
<p>2 母の心情や意図、それに対する賛否について考え、発表する</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 母の言葉に対して、「私」がなぜ「どうしても納得できませんでした」と思ったのか心情を考えてみよう。 </div>	<p>○ 出来るだけ多くの生徒に発表させる。母の意見の賛否をクラス全体に挙手させてもよい。賛否については、その理由も併せて発表させる。</p>
<p>3 「私」が納得できない理由や、母の意見に納得できない「私」の考えに対する賛否について考え発表する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 親友や結婚を考えている相手から、いわゆる同和地区出身であることを打ち明けられたら、あなたはどのように答え、どのような行動をするか。 </div>	<p>○ 賛否については、その理由も併せて発表させる。</p>
<p>4 資料の事例から離れ、一般論として、対応を考え、ペアやグループで意見を発表する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 母の意見にもかかわらず「私」が彼に出身を打ち明けることにした心情や理由を考えよう。 </div>	<p>○ 「関係ない」、「今までの関係は何も変わらない」等の意見が出た場合、打ち明けた側は「流された」と感じ、受け止めてくれなかったと感じて失望することがある。一緒に受け止めて、悩みを共有する姿勢が重要である事を理解させる。</p>

<p>5 「私」が彼に出身を打ち明けることにした心情や理由を考え発表する。</p>	<p>○ 不安や葛藤、強い意志などいろんな側面に気づかせる。 ○ 自分ならどうするかという視点でも考えさせる。</p>
<p>「私」の打ち明けに対して、あなたならどのような言葉をかけ、どのような行動を取るだろうか。</p>	
<p>6 自分ならどのような言葉がけや行動をするか考え、発表する。</p>	<p>○ 「私」の打ち明けに対して、しっかりと向きあい、受け止めていることの大切さに気づかせる。 ○ 自分ならどのような言葉がけや行動をしてほしいかという視点からも考えさせる。</p> <p>○ 生徒の意見が出尽くしたところで、文章の右ページを黙読させる。</p>
<p>7 最後に、「話してくれて、ありがとう」の言葉の重みを確認する。</p>	<p>○ 「私」の打ち明けに対して、しっかりと向きあい、受け止めていることに気づかせる。</p>

4 参考資料

(1) 「平成30年度人権に関する県民意識調査」((公財)兵庫県人権啓発協会)」



- (2) 『これでわかった！ 部落の歴史』上杉聰 解放出版社
- (3) 『これでなっとく！ 部落の歴史』上杉聰 解放出版社
- (4) DVD『部落の歴史(中世～江戸時代)』東映株式会社教育映像部
- (5) DVD『部落の歴史(明治～現代)』東映株式会社教育映像部

(6) 同和問題 Q&A

Q 同和問題とは何ですか？

同和問題とは、国民の一部の人々が、歴史的な身分差別により、経済的、社会的、文化的に低い状態を強いられ、今なお日常生活のいろいろな差別を受けている日本固有の人権問題です。被差別集落を「部落」と呼ぶことがあり、「同和問題」は「部落問題」とも言われます。

Q 同和問題の歴史を教えるうえで留意すべきことは何ですか？

同和問題の歴史を、最近の歴史研究を踏まえ、日本の歴史全体の流れのなかで考えることが必要です。かつては、「土農工商」、「えた」、「ひにん」という言葉を使って教えていましたが、江戸時代にはこのような言葉は使われていませんでした。教科書の記述も変化してきています。悲惨さや貧困さを強調する記述がなくなり、経済的・文化的な豊かさを示す教科書もあります。また、「蘭学事始」等を引用して、人体の解剖に関する技能、知識を担っていたのは、差別された身分の人々であったことが明記されています。さらに、すべての教科書で、差別された人々が藩の差別政策に対して立ち上がった事例として「渋染一揆」について記述しています。

「えた」「ひにん」という呼称について、差別用語であることを指導者は明確に認識し、生徒にそのことを理解させなければなりません。

Q いまでも部落差別はあるのですか？

大きく改善はされてきましたが、残念ながら身元調査や結婚・就職差別を中心に今日でも課題が残されています。また、同和地区出身者を誹謗・中傷する表現や同和地区の所在を示す書き込みがインターネットに掲載されるということも起きています。

(参考:中学生用教育資料『きらめき』兵庫県教育委員会、平成26(2014))



(7) 部落差別の実態に係る調査(法務省人権擁護局)

「部落差別の解消の推進に関する法律」(平成 28(2018)年、「部落差別解消推進法」)の第6条*に基づき行われた、以下の4種類の調査結果をとりまとめたもの。



4類型	概要	
① 法務省の人権擁護機関が把握する差別事例の調査	実社会の事件では「その他」を除くと、結婚・交際、差別落書き等の表現行為、特定個人に対する誹謗中傷がある。	
② 地方公共団体(教育委員会を含む)が把握する差別事例の調査	識別情報の摘示、特定個人に対する誹謗中傷、不特定者に対する誹謗中傷のいずれも一定数ある。	
③ インターネット上の部落差別の実態にかかる調査	「その他」を除くと差別表現が大部分、次いで結婚・交際、雇用となっている。	
④ 一般国民に対する意識調査	多くの者が部落差別は不当な差別と知っている一方で、特に交際・結婚相手についての偏見や差別意識が残っている。	
	項目	割合
	部落差別又は同和問題という言葉聞いたことがある人	77.7%
	部落差別が不当な差別と知っている人	85.8%
	部落差別の被害又は加害経験のある人	17.5%
	交際相手や結婚相手について旧同和地区出身を気にする人	15.8%

(調査結果の一部抜粋)

* 部落差別解消推進法 第6条

国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

[ワークシート]

打ち明ける勇気 受け止める勇気

年 組 番 名前

1 母や姉が受けた結婚差別について、どう思うか率直に記入しよう。

2 母が部落出身であることを、「人に言う必要はない」と言った理由を考えよう。

3 母の意見にもかかわらず、彼女はなぜ、彼に出身を打ち明けることにしたのだろうか。決意した心情や理由を考えよう。

4 彼女の打ち明けに対して、あなたならどのような言葉をかけ、どのような行動を取るか考えよう。

5 本日の学習の感想や、気づいたことなどを記入しよう。

テーマ 6

「守り、伝え、共に生きる」（人権課題：アイヌの人々）

1 学習のねらい・人権教育の視点

- (1) アイヌの人々について、先住民族であることや歴史的経緯、偏見や差別の実態等に関する正しい認識をもつ。
- (2) アイヌの人々の文化や尊厳を尊重するとともに、アイヌの人々に対する差別をなくそうとする意欲・態度を身につける。
- (3) 「アイヌ民族」としてのアイデンティティに関する葛藤や、アイヌの人々の文化や権利を復興し継承していこうという動きを共感的に理解する。
- (4) 「先住民族の権利に関する国際連合宣言」等、先住民族の尊厳を取り戻そうとする国内外の動向を知ることから、すべての民族が尊重されるべき権利を有していることを理解するとともに、多様性を尊重した共生社会づくりに向けた意欲や態度を身につける。

2 指導上の留意点

- (1) この人権課題を身近に感じられるように、いじめや結婚差別、就職差別など他の人権課題や各教科での取組等と関連づける。
- (2) 修学旅行等の事前学習として取り組むことも考えられる。

3 展開例

学習活動	指導上の留意点、使用する資料
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">アイヌの人々について知っていることは何だろうか。</div> 1 アイヌの人々について知っていることを挙げる。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒の挙げた事項に触れながら、アイヌ民族が日本の先住民族であるということや、歴史的背景を確認させる。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">瑞希さんが、アイヌであることが言えずに、ビクビクしていたのはなぜだろうか。</div> 2 個人で考えてワークシートに記入し、ペアやグループで共有する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 参考資料等から差別の実態を認識させ、それらに対する不安が理由として考えられることに気づかせる。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">自分のルーツや文化などの個性を肯定的に捉えるために必要なことはなんだろうか。</div> 3 個人で考えてワークシートに記入し、ペアやグループで共有する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ マオリなどの偏見や差別を乗り越えて肯定的に捉えている事例を紹介する。先住民族の権利にも触れる。 ○ 文化の良さを学ぶ、多様な文化を尊重し合うなど、周囲の理解が大きいことにも気づかせる。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">アイヌ語などアイヌ文化の継承・復興について、自分たちにもできることは何だろうか。</div> 4 今日の授業をふり返り、気づいたことや考えたことを記入する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ アイヌ民族やその文化等多様な文化について理解を深めさせる。 ○ ルーツであるアイヌ語を継承していこうとする思いに共感し、自他を尊重しようという意欲や態度についてふり返らせる。 ○ 国の動きとして、アイヌ施策推進法のポイントについて触れる。

[ワークシート]

守り、伝え、共に生きる

年 組 番 名前 _____

- 1 アイヌに人々の文化や歴史など、知っていることを挙げてみよう。

- 2 織田瑞樹さんに関する文章を読み、瑞樹さんがアイヌであることが言えずに、ビクビクしていたのはなぜか考えて記入しよう。

- 3 瑞樹さんが自分のルーツであるアイヌの言葉を前向きに捉えられるようになったのはなぜだろうか。

- 4 アイヌ語などアイヌの文化の復興・継承のために、自分たちにもできることは何だろうか。

- 5 この時間の感想や、学習の中で他の人権課題にも生かせると思ったことを書こう。

テーマ 7-(1)

「呼び、そして名乗ること」(人権課題:外国人)

1 学習のねらい・人権教育の視点

- (1) 国籍や民族の異なる文化や慣習を尊重し、偏見や差別の不合理性を理解し、その解消に向けて行動する意欲や態度を身につける。
- (2) 「呼び、そして名乗ること」を読み、自分たちに身近な県内の在日韓国人の高校生が本名宣言した際の悩みや葛藤を知り、在日韓国・朝鮮人など外国人県民と互いの違いを認め合い、共に生きる社会を作ろうとする意欲や態度を身につける。

2 指導上の留意点

- (1) 在日韓国・朝鮮人の生徒がクラスにいることも考えられる。各校の実態に合わせて指導することが必要である。
- (2) 在日韓国・朝鮮人生徒に本名を名乗ることを強いるような指導にならないよう留意する。

3 展開例

学習活動	指導上の留意点、使用する資料
1 資料「呼び、そして名乗ること」を読む。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">『選挙行けるやん』といわれて、なぜ筆者は胸がつかえた気持ちになったのだろうか。</div>	○ わからないこと事項があれば、挙げさせる。
2 発問について個人で考えたあと、グループで話し合う。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">筆者がなぜ帰化しない選択肢をとったのか、その心情について考えてみよう。</div>	○ 在日韓国人であることから選挙権がないことや国籍や本名についての複雑な感情について気づかせる。 ○ 右ページの資料をもとに、在日韓国・朝鮮人の歴史的背景について理解させる。 ○ 資料「県内外国人総数／国籍・地域別推移」から、在日韓国・朝鮮人が最多であることや、同様の課題をもつ外国人が多数・多様に県内に居住していることを理解させる。
3 筆者にとって、国籍や本名がどのような意味をもつのか考える。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">クラスメートが本名宣言をしたら、あなたなら、どのような対応をするだろうか。</div>	○ 『帰化しない』という筆者の選択を通して、在日韓国・朝鮮人をはじめとする外国人にとって、国籍や本名は重要なアイデンティティの要素である事を理解させる。また、本名で呼ぶことが、異なる文化や慣習などを尊重することにつながっていくと気づかせる。
4 自分が本名宣言を受けた際に、どのような対応をするか、具体的な言葉や留意点について考える。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">身近な地域で行われている、文化や慣習の違いを認め合う取組を調べてみよう。</div>	○ 本名の意義や本名宣言の背景にある葛藤を踏まえて考えさせる。 ○ 自分が「人に打ち明けたら相手にどんな反応をされるだろうか」と不安になることを、カミングアウトした立場から考えさせてもよい。
5 ワークシートに記入する。	○ 教師側からも「マダン」などの情報提供をすると共に、調べた取組への参加を促す。

[ワークシート]

呼び、そして名乗ること

年 組 番 名前 _____

1 資料『呼び、そして名乗ること』を読んで、以下について、グループで話し合い、考えてみよう。

① 『選挙行けるやん』といわれて、なぜ筆者は胸がつかえた気持になったのだろうか。

② 筆者が帰化しない選択肢をとった心情について考えてみよう。

③ 筆者にとって、国籍や本名はどのような意味をもつのか考えてみよう。

④ クラスメートが本名宣言をしたら、あなたなら、どのような対応をするだろうか。具体的な言葉や留意点を書き出してみよう。

2 身近な地域で行われている、文化や慣習の違いを認め合う取組を調べてみよう。

「多文化共生社会の担い手へ」(人権課題:外国人)

1 学習のねらい・人権教育の視点

- (1) 外国人や外国人生徒等の増加及び国籍・言語の多様化を踏まえ、多文化共生の必要性を認識し、その実現に向けて、身近なところからできることを実践しようという意欲や態度を身につける。
- (2) 外国人生徒の事例をとおして、外国人や外国人生徒等のもつ背景や困りごとを理解し、外国人県民や外国人生徒等も含めたすべての人が安心して暮らせる地域づくりに向けて、主体的に取り組もうとする意欲や態度を身につける。

2 指導上の留意点

- (1) 外国人を一方的に支援する存在として捉えるのではなく、多文化共生社会では互いが役割や強みをもつ存在として認識させ、それらを生かした共生社会づくりに取り組む姿勢を身につけさせることが大切である。
- (2) 授業にあたっては、地域に在住する外国人や在籍する外国人児童生徒などの実態を踏まえることが大切である。
- (3) 外国人生徒や卒業生のスピーチなどを通して、彼らが実際に経験した困りごとや異文化体験を聞くことで、より身近に感じ、理解を深めやすい。

3 展開例

学習活動	指導上の留意点、使用する資料
「多文化共生社会」とはどのような社会だろうか。	
1 「多文化共生」の意味について考える。	○ 「キーワード」や「県内在住外国人の国籍・地域別の割合」などを参照し、外国人の増加や出身国や地域の多様化から、多様な文化的背景をもつ人々が共に暮らしている社会について理解させる。
2 兵庫県において言語や文化多様化している背景について考える。	○ 少子高齢化による人手不足により外国人労働者の受入れが活発化していることを、「キーワード」の「改正入管難民法」にも触れながら理解させる。
外国人や外国生徒が、地域社会で困ることや戸惑うことはなんだろうか。	
3 資料「新しい自分」を読み、身近な事例として、外国人生徒の困りごとについて考える。	○ 家庭環境、言葉や文化の違いから生じる困りごとについて気づかせる。 ○ NHK for school の動画等で、外国人がさまざまな場面で直面する問題について理解をさらに深めさせる。
兵庫県の学校や身近な地域では、外国人生徒にどのような支援が行われているだろうか。	
4 外国人県民や外国人生徒への支援について考える。 また、資料から支援について読み取ったり、自分が同じような困り事を感じていたら、どのような支援が望ましいかについて考える。	○ 資料「新しい自分」を参考に、取り出しによる日本語指導や外国人枠入試、子ども多文化共生サポーターなど、学校での外国人生徒の支援のための取組や制度について理解させる。 ○ 資料の新聞記事から、「夜間中学校」の様子や役

割について理解させる。	
多文化共生社会を作るため、私たち高校生ができることは何だろうか。	
<p>5 支援から視点を変えて、多文化「共生」社会の実現に向けて、多様な文化的背景を持つ人々とお互いに個性や能力を生かす取組や、それへのかかわり方などについて考える。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域での外国人住民との交流の場 ・ 異文化交流等の互いの文化を尊重できるような行事 ・ 通訳や日本語教室、外国語教室 ・ 外国人も参加した防災行事や地域行事 ・ 生活情報などの多言語化と情報提供 <p>5 グループで多文化共生社会の実現に向けてできることをポスターにまとめ、発表する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人で考えることが難しければ、ペアやグループで考えさせたり、外国人の日本での困りごとを調べさせたりしてもよい。 ○ 資料「新しい自分」の生徒が通訳士として社会での貢献をめざしていることに触れ、多文化共生社会では、それぞれの強みや役割を共に活かそうとする姿勢が大切であることを理解させる。 ○ 「課題」「目標」「解決プラン」を具体的に考えさせる。

4 参考資料

(1) 外国人児童生徒にかかわる教育指針(兵庫県教育委員会、平成12(2000)年8月) [巻末資料]

(2) 外国人児童生徒等のための受入れハンドブック
～指導・支援を充実させるために～(令和2年兵庫県教育委員会)



(3) 文部科学省 外国人児童生徒受け入れの手引き(2019年3月)



(4) 出入国在留管理庁パンフレット(出入国管理のしおり)



(5) NHK for school 「外国ルーツの子どもたちと共に生きるために」
「ともに生きる日本人とブラジル人」
「外国人が悩む言葉の壁」「在留外国人」など



(6) クラスメートは外国人課題編「私たちが向かい合う多文化共生の現実」(明石書店)

多文化共生社会の担い手へ

年 組 番 名前 _____

1 「多文化共生社会」とはどのような社会か考え、記入しよう

2 兵庫県で言語や文化の多様化が進んでいる背景を考え、記入しよう。

3 外国人や外国生徒が、地域社会で困ることや戸惑うことを考え、具体的に記入しよう。

4 兵庫県では、外国人生徒に対して、どのような支援や取組を行っているか、具体的に記入しよう。

5 「多文化共生社会」を作るために、自分たちができることは何だろうか。グループで話し合い、課題を一つ取り上げ、その具体的な方法や取組を考えてみよう。

<課題>



<解決プラン>

6 今回の学習で気づいたことや感じたことを記入しよう。

テーマ 8

「感染症への不安に負けないために」（人権課題：HIV感染者・ハンセン病患者等）

1 学習のねらい・人権教育の視点

- (1) ハンセン病やエイズ、新型コロナウイルス感染症等の病気について、苦しみは病気によるものだけでなく、病気に伴う、感染者やその家族、関係者への偏見や差別により生じることを理解し、感染者やその家族に寄り添い、共に生きる社会を築いていこうという意欲や態度を身につける。

2 指導上の留意点

- (1) 国や社会が行った政策の背景など、偏見や差別が生まれる原因はどのようなところにあるのかを考えさせる。
- (2) また同じような過ちを起こさないために自分自身にできることを考えさせることが大切である。

3 展開例

学習活動	指導上の留意点、使用する資料
1 資料「引き裂かれた子どもたち ハンセン病家族の苦悩」を読む。	
	ハンセン病の苦しみはどのようなものだろうか。
2 柗木さんの体験談から、ハンセン病による患者やその家族の痛みや苦しみにについて考える。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 患者の病気による苦しみや偏見や差別による苦しみ、他、「父は死んだ」という嘘をつき続けなければならない苦しみ、家族の絆がおびやかされる苦しみなど、人としての尊厳や心情の面でも傷つき苦しんでいることに気づかせる。 ○ 右ページの資料から、HIV 感染者や新型コロナウイルス感染症についても偏見や差別を受け苦しんでいる人がいることを理解させる。
	感染症から、どのように偏見や差別につながっていくのだろうか。
3 「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！」のスライドやQRコードから、感染症からどのように偏見・差別につながるか、まとめて発表する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3つの”感染症”のつながりについて、生徒の発表を補足しながら説明し、理解させる。
	感染症による偏見や差別を生まないために必要なことは何だろうか。
4 感染症と偏見・差別がつかないようにするための具体的な行動や留意点について考える。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 差別的言動に同調しないようにすること、インターネットやSNSで不確かな情報を安易に発信しないことなど「禁止」だけでなく、正しい知識をもつことや、感染者やその家族が安心できるような声かけや行動などについても考えさせる。 ○ 偏見や差別に対する啓発活動として、レッドリボンやシトラスリボンについて周知する。

4 参考資料

- (1) 人権アーカイブシリーズ「ハンセン病問題
～過去からの証言、未来への提言～」[QRコード右]
- (2) 人権アーカイブシリーズ「家族で考えるハンセン病」[QRコード左]



(3) 尼崎人権啓発活動地域ネットワーク協議会 啓発ポスター

「新型コロナウイルス感染症に関連する人権問題について考えてみよう」(下図は一部引用)



(4) [再掲]神戸新聞 平成 22(2010)年 5 月 16 日付け

誤解からの誹謗中傷など

悩まされた2次被害

新型インフル休校から1年

1年前の新型インフルエンザ感染拡大では、感染者の心のケアも課題になった。国内の「水際」以外で初の感染者が確認された県立神戸高校(神戸市灘区)で、生徒のサポートを担ってきた養護教諭の渡辺かおるさん(52)が8月、福井県である日本災害看護学会で体験を語る。誹謗中傷など2次被害が問題になったことなどを報告。「感染症は人権問題。普段から正しい知識や冷静な対応を呼び掛けることが欠かせない」と訴える。(中島肇子)

神戸高校養護教諭・渡辺さん
災害看護学会で体験報告へ
 同校では昨年5月、生 告があったりした。生徒徒17人が感染。一部の生 がバスに乗ると、すぐに徒は防護服を着てカメラ 降車する乗客もいた。のフラッシュを浴びなが 「いつ、どこで感染しら病院に入り、一歩も外 たかかかず、誰もが感 染する可能性があった。学校が「感染源」とい 生徒は悪くないのに、不 うような誤解が広がり、 安の裏返しで世間の目が 患者や家族、高校、地域 敵しくなった。犯人探し が2次被害に悩まされ のようになり、インタ ーネットの中傷やデマに れたな」と学校に電話が 生徒は傷ついた。 かかってくる。爆破手 渡辺さんは振り返る。

感染者の心のケアも課題に

県内の公立高校は一斉 滋賀県彦根市に招かれ、 休校。その再開を前に全 市民や教育関係者、企業 教職員が研修会での心のケ 関係者を前に講演。養護 師の方法を学んだ。生徒 教諭の集まりでも体験を には電話相談や個別健康 語った。
 相談 家庭訪問をした。夏 今年8月28、29日の日 休み中には感染した生徒 本災害看護学会では「新 を集め、語る場を設けた。 興感染症の集団発生に向 「同じような悩みを持 けた備えー保健医療、教 育現場からの提言」と題 った生徒同士が体験を振 育現場からの提言」と題 ったシンポジウムがバネ で、心の重荷がおろされ リストとして参加する。 たように思」と渡辺さ 渡辺さんは二度と不 ン。その後も、カウンセ 適切な対応がされないよ うに、神戸高校だからこ その情報発信をしたい」と話す。

新型インフルエンザで休校になった県立神戸高校。誹謗(ひぼう)中傷など2次被害が問題になった=2009年5月、神戸市灘区

● B型肝炎について

B型肝炎は、B型肝炎ウイルスが原因で肝臓の細胞が傷つけられ、その働きが損なわれる病気。集団予防接種での注射器の連続使用によって、40数万人が感染した。ウイルスは血液や体液を介して感染するが、日常生活の中では感染することはほとんどない。しかし、病気に対する知識・理解が不十分なことから、患者が退職を余儀なくされたり、結婚に反対されたりするなどの偏見や差別が起こっている。

- リーフレット「B型肝炎『いのちの教育』」
(全国B型肝炎訴訟原告団)



[ワークシート]

感染症への不安に負けないために

年 組 番 名前 _____

1 柊木さんは、なぜ父の病気を隠さなければならなかったのだろうか。

2 ハンセン病による苦しみとはどのようなものだろうか。

3 感染症から、どのように偏見や差別につながっていくのだろうか。

4 感染症による偏見や差別を生まないために必要なことは何だろうか。

5 今日の感想や、気づいたこと、これから心がけたり行動したりしていこうと思うことを書こう。

4 参考資料

- (1) 「北朝鮮による日本人拉致問題 1日も早い帰国実現に向けて！」
 (2) 「すべての拉致被害者の帰国を目指して－北朝鮮側主張の問題点－」
 (いずれも内閣官房拉致問題対策本部ホームページ [URL: <http://www.rachi.go.jp/>])
 (3) 『『ヘイトスピーチ』に対する正しい理解に向けて』(兵庫県教育委員会、平成 29年(2017)年)
 (4) 人権課題「北朝鮮当局による拉致問題等」の指導の手引き～
 アニメ「めぐみ」等の活用について～(改訂版)(令和元(2019)年)



【拉致問題Q&A】

Q. なぜ北朝鮮当局は日本人を拉致したのですか？

A. 拉致に関する真相は明らかにされていませんが、北朝鮮当局が拉致という未曾有の国家的犯罪行為を行った背景には、工作人員による日本人への身分の偽装、工作人員を日本人に仕立てるための教育係としての利用などの理由があったとみられています。

Q. 北朝鮮当局による拉致被害者はどれくらいいるのですか？

A. 日本政府が北朝鮮当局による拉致被害者として認定しているのは、兵庫県関係の有本恵子さんと田中実さんを含めて17人です。そのうち、北朝鮮当局が生存を認めた5人のみの帰国が実現していますが、残る12人については、横田めぐみさんや兵庫県出身の有本恵子さんを含む8人は死亡、当時兵庫県在住の田中実さんを含む4人は未入境であると、北朝鮮当局は主張しています。また、このほかにも拉致の可能性を排除できない失踪者が882人(うち、兵庫県出身の失踪者は36人(令和3(2021)年1月現在))おり、現在も政府や警察を中心に調査・捜査が進められています。

※ 兵庫県関係の政府認定拉致被害者

<p>有本 恵子さん (当時 23 歳) 昭和 58(1983)年7月頃、留学先の欧州で失踪。「よど号」犯の妻の証言により、「よど号」ハイジャック犯※とその関係者が有本さんの拉致に関与したと見られる。安否は未確認であるが、北朝鮮は「ガス事故で死亡」と主張している。</p>	
<p>田中 実さん (当時 28 歳) 昭和 53(1978)年6月頃、欧州に向け出国した後失踪。安否未確認であり、北朝鮮は入境を否定している。関係者の証言等から、田中さんは、北朝鮮からの指示を受けた者にだまされて海外に連れ出された後、北朝鮮に送り込まれたことが判明している。</p>	

※「よど号」ハイジャック事件

昭和 45 年(1970)年 3 月 31 日、武装した活動家 9 人が、日本航空 351 便・通称「よど号」を乗っ取り、北朝鮮の飛行場に到着した後、北朝鮮当局に投降した事件。

(参考「北朝鮮による日本人拉致問題 1日も早い帰国の実現に向けて！」(政府拉致問題対策本部)

「すべての拉致被害者の帰国を目指して－北朝鮮側主張の問題点－」(政府拉致問題対策本部))

Q. どうなれば、拉致問題が解決したと言えるのですか？

A. 拉致問題の解決には、以下の三つを実現する必要があります。

- ① 全ての拉致被害者の安全を確保し、すぐに帰国させること。
- ② 北朝鮮当局が、拉致被害の真相を明らかにすること。
- ③ 北朝鮮当局が、拉致を実行した者を日本に引き渡すこと。

【「北朝鮮による日本人拉致問題 1日も早い帰国の実現に向けて！」(政府拉致問題対策本部)より抜粋・編集】

知ることで見えてくるもの

年 組 番 名前 _____

- 1 拉致問題によって、拉致被害者やその家族はどのような人権を侵害されているだろうか。

拉致被害者	家族
-------	----

- 2 ある日突然、親しい誰かが、何者かに連れ去られたらどういう気持ちになるだろうか。

--

- 3 授業で「北朝鮮はひどい」という意見が出たとき、ケンタはどんな気持ちだっただろう。

--

- 4 拉致被害者やその家族を支え、拉致問題の解決のために、高校生ができることを考えよう。

--

- 5 この時間の学習の中で、他の人権課題にも生かせると思ったことを書こう。

--

テーマ 10

「自分らしく生きるために」（人権課題:性的マイノリティ）

1 学習のねらい・人権教育の視点

- (1) 性の多様性について理解を深め、性のあり方は一人ひとり違うという認識のもと、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくし、誰もが自分らしく生きることができる社会を築こうとする意欲と態度を身につける。
- (2) 性的マイノリティ(トランスジェンダー)の人の悩みや葛藤を知るとともに、周りの理解を得られないことが性的マイノリティの人を生きづらくさせていることに気づく。

2 指導上の留意点




- (1) 授業の際には、潜在的に性的にマイノリティの生徒が学校やクラスにいるという前提に立ち、まず教員が言動に注意し、受け入れる姿勢を見せることが重要である。
- (2) LGBTの説明の際には、単純に4つのカテゴリーに属しているのではなく、グラデーションのように多様性があること、いずれに該当するかラベリングすることが目的でないということに留意する。
- (3) タブレットなどの機器やクラウドが使える通信環境が整っていれば、「Google Jamboard」などの「電子ホワイトボード」を使用し、クラスやグループでの意見の共有が可能である。

3 展開例

学習活動	指導上の留意点、使用する資料
<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">性的マイノリティについて知っていることを挙げてみよう。</p> <p>1 LGBT や性のあり方の要素について理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資料「LGBT とは」・資料「4つの要素で捉える性の多様性」を用いて説明する。 ○ どのような性の在り方も間違いではなく、個性として認められるべきものということを確認する。 ○ 「ホモ」「レズ」「オカマ」など相手を侮辱・差別する、または当事者を不快にさせる言葉についても触れる。
<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">性的マイノリティの人は、どのような悩みや生きづらさを感じているだろうか。</p> <p>2 「本当の自分になるために」を読み、美香子の悩みや葛藤、生きづらさを読み取り、ワークシートに記入する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 性的マイノリティの人が、日常生活の中で抱えている悩みや生きづらさに気づかせる。 ○ 参考資料の動画を視聴させてもよい。 ○ 本人のアイデンティティをめぐる葛藤のほか、右ページの資料「ささいな発言がもたらす大きなインパクト」などから、周囲の何気ない発言により生きづらさを感じることもあることを理解させる。
<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">あなたが麻里なら、相談(カミングアウト)を受けたら、どのように対応するか。</p> <p>3 ワークシートに、実際にどう声をかけるか、書き出す。グループで共有し、対応を検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自分事として、友人が自分を信頼して、言いにくいことを打ち明けてくれた際の対応を、行動やかける言葉など具体的に考えさせる。 ○ 決してしてはならない対応として、「一橋大学院生のアウティング事件」等を事例にアウティン

	グのリスクや重大さについて説明する。
すべての人が生きやすい社会に向けて、性的マイノリティの人たちへの支援として何ができるだろうか。	
4 個人で考え、ワークシートに記入する。	○ 班やクラスで共有させる。
5 ふり返りをワークシートに記入する。	○ アライについて紹介したり、自治体や企業の取り組みを調べさせたりすると、多様な選択肢が出やすい。

4 参考資料

- (1) 「性同一性障害や性的思考・性自認に係る児童生徒の対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」(文部科学省) 
- (2) 「「性的マイノリティ」に対する正しい理解のために」(兵庫県教育委員会、平成28(2016)年) 
- (3) 「性はグラデーション～学校の安心・安全をどうつくる? どう守る?～」
(発行: 淀川区役所・阿倍野区役所・福島区役所、編集: 虹色ダイバーシティ&QWRC 共同体) 
- (4) 『子どもの“人生を変える”先生の言葉があります。』(宝塚大学看護学部教授日高康晴)
- (5) 動画 LGBTQ+としてカミングアウトすること(NPO 法人 PILCON)
- (6) 一橋大学院生のアウティング事件 2016 年損害賠償訴訟
https://www.nikkei.com/article/DGXLASDG05HBZ_V00C16A8CC1000
- (7) 記事 一橋大学院生のアウティング事件 2020 年二審判決
<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO66614450V21C20A1CR8000>

[ワークシート]

自分らしく生きるために

年 組 番 名前

1 性的マイノリティについて知っていることを書こう。

2 美香子の悩みや葛藤、生きづらさはどのようなものか、資料を読んで書き出そう。

3 あなたが麻里なら、相談(カミングアウト)を受けたら、どのように対応するか。そのときの態度や具体的にかける言葉を考えてみよう。

4 性的マイノリティも含め、すべての人が生きやすい社会を築くために何ができるだろうか。

5 性的マイノリティについて、初めて知ったこと、改めて気づいたこと、今後の生活に生かせそうなこと記入しよう。

「公正な社会をこの手で」（人権課題：就職差別・働く人の人権）

1 学習のねらい・人権教育の視点

- (1) 近畿統一用紙の成立背景や趣旨を理解し、同和問題や就職差別の解消だけでなく、就職の機会均等や公正な採用が今後も保障されるよう、生徒一人ひとりが差別を決して許さない意欲や態度を身につける。
- (2) 就職してからだけでなく、高校在学中のアルバイトも労働であるという意識をもたせ、労働者の権利や労働問題に対する正しい知識をもつとともに、公正な社会の担い手として労働者の権利や労働環境を守るために必要な知識や技能、態度を身につける。
- (3) 「就職」は、人間にとって生活の安定や社会参加を通じての生きがい等、生きていくうえで極めて重要な意義をもっているものであり、日本国憲法においても、「職業選択の自由」が基本的人権の一つとして保障されている。これに対し、本人の能力や適性、意欲と関係のない条件や理由で採用選考が行われ、就職の機会が制限されることが就職差別であることを理解する。
- (4) 近畿高等学校統一応募用紙ができた背景や経緯を理解する。

※ 「同和対策審議会答申」[昭和40(1965)年]では、近代社会における部落差別について、「職業 選択の自由、すなわち就職の機会均等が、完全に保障されていないことが特に重大である」と指摘していたが、昭和 45(1970)年までは、採用選考の際には、求人事業所は独自に作成した「社用紙」と呼ばれる応募用紙の提出を求めている。この社用紙には、就職差別を助長する恐れのある思想、生活信条、宗教、尊敬する人物、支持政党、家族の資産、住居状況、家族の職業などの項目が含まれており、本人の能力や適性、意欲と関係のない家庭条件や住宅環境、その他の理由で不採用になるなど、資質を備えているにもかかわらず不合格となってきた例も少なくなかった。そこで、こうした差別を撤廃するために差別的な項目を削除し、昭和 46(1971)年 2 月に制定されたのが近畿高等学校統一応募用紙であり、現在に至るまで改訂が行われている。

2 指導上の留意点

- (1) 各事例の取扱いは、同じような境遇に置かれている生徒がいることに十分な配慮が必要である。
- (2) このような就職差別は決して許されるものではなく、正しい知識や対応を学ぶことで、差別のない公正な社会の実現に取り組むことが大切であるということに気づかせる。また、企業の人権意識やモラルも、企業選択の視点となることにも気づかせる。
- (3) 問1について、時間配分が難しければ、どちらか一方の事例を各自に選択させ、解説で両方の事例を取扱って生徒に共有させるなど、展開を工夫する。
- (4) 問2の社用紙を用いたワークは、「履歴書(近畿高等学校統一応募用紙)」の各項目と比較して異なる点やその理由を考えさせてもよい。
- (5) 問3では「不当な解雇」について考えさせ、不当な解雇は決して許されないということだけでなく、具体的な対応として労働基準監督署に相談することを確認する。また、「刑を終えて出所した人の人権」と関連して、「過去に非行などがあると、二度とやり直しはきかない」というような誤った認識を与えないように留意し、企業や地域の人々の理解や支えにより、立ち直りや活躍ができることに気づかせる。
- (6) 高校卒業後だけでなく大学卒業後に就職することや、社会人として採用選考をする側になり得ることも踏まえて、すべての生徒に関係ある事であるという意識づけが重要である。
- (7) 面接時の質問事項については、実際に面接官として質問事項を考える以外に、実際にロールプレイをする展開も考えられる。また、その際、差別的な質問事項に対しては、「学校に答えなくてもいいと言われています」など具体的な対応についても指導する。
- (8) グループワークでの相談・発表や教師からの問いかけにより、授業の活発化が期待できる。

3 展開例

学習活動	指導上の留意点、使用する資料
<p>事例1および事例2の「問題点やその理由」、「問題を解決するにはどうすればよいか」考えよう。</p>	
<p>1 個人で考え、マークシートに記入し、発表する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒の発表を補足しながら、問題点やその理由を説明する。 ・事例1: 男女雇用機会均等に関する事例 →「男女雇用機会均等法」参照 ・事例2: 「本人に責任のない事項」による不公正な採用につながる事例 →「就職差別につながる14事項」参照
<p>応募書類について、応募者の能力や適性、意欲等を見るために「適切な項目」と「不適切な項目」とはどのようなものか考えよう。</p>	
<p>2 過去の社用紙をもとに、「能力や適性、意欲等を見るために「適切な項目」に「○」を、「不適切な項目」に「×」を直接書き込む。 ペアやグループで見比べたり、発表したりして共有する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「就職差別につながる14事項」を参照し、ほとんどが「不適切な項目」であることに気づかせ、「不適切」な理由も解説する。 ○ 「統一応募用紙」の特徴と成り立ちについて、背景としての同和問題やその解消の動きにも触れながら解説する。 ○ 本人の能力や適正、意欲を基準として行われることが「公正な採用選考」であることを確認する。
<p>事例3について、自分がCさんだったらどのような気持ちになるか考えよう。また、事例の問題点を考え、その理由について整理しよう。</p>	
<p>3 事例3を読み、事例のCさんの立場で心情を考え、ワークシートに記入する。 事例の問題点やその理由について、自分で考えたり、資料「解雇について」を読んだりしてワークシートに記入する。</p> <p>4 【参考】「知っておこう！アルバイトも労働者」を読み、アルバイトを事例に、労働者の権利について理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ Cさんの立場で心情を考えさせ、過去に過ちをおかした人への偏見や差別、解雇の不当性を認識させる。 ○ 解雇については、解雇の条件や相談先について理解させる。 ○ 過去に過ちを犯しても、会社の理解や支え等により、立ち直り、活躍できていることに気づかせる。 ○ 「働く人の権利」については、就職だけでなく、すでにアルバイトをしている生徒や進学後のアルバイトを想定し、生活や自己実現、生きがいという点からも、権利を知っておくことが大切であることを理解させる。
<p>今後、多様な人材や優秀な人材を確保するために、採用選考において、採用する側にはどのような人権意識や取組が求められるか考えてみよう。</p>	
<p>5 まとめについてワークシートに記入する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 採用選考で自分ならどのような点を見てもらいたいか、人権的な視点からどのような取組や制度がある企業に就職したいかなどの視点を取り入れる。 ○ ダイバーシティの視点から、多様な人材の採用・活用についても考えさせる。

公正な社会をこの手で

年 組 番 名前

1 事例1および事例2を読み、それぞれの「問題点やその理由」、「問題を解決するにはどうすればよいか」を考え、記入しよう。

事例1	問題点やその理由	
	問題を解決するにはどうすればよいか	

事例2	問題点やその理由	
	問題を解決するにはどうすればよいか	

2 社用紙の例について、あなたの能力や適性、意欲を見るために「適切な項目」には「○」を、「不適切な項目」には「×」を記入しよう。

3 事例3について、自分がCさんだったらどのような気持ちになるか考えよう。また、事例の問題点を考え、その理由について整理しよう。

Cさんと同じ状況に置かれたらどう思うか。	
事例の問題点	
問題だと思う理由	

4 今後、多様な人材や優秀な人材を確保するために、採用選考において、採用する側にはどのような人権意識や取組が求められるか考えてみよう

--

まとめ 今日の学習を通して、公正な採用選考について向けて、あなたが感じたことや気づいたこと、取り組んでいきたいことを記入しよう。

--

テーマ 12

「表現の責任ってなんだろう？」（人権課題:インターネットによる人権侵害）

1 学習のねらい・人権教育の視点

- (1) 人権侵害の例としてインターネットや SNS での誹謗中傷を取り上げ、表現の自由には、相手の気持ちを考えた適切な表現方法が求められるということを理解し、実践しようとする意欲や態度を身につける。

2 指導上の留意点

- (1) インターネットや SNS 上で嫌な経験をした生徒がいる可能性があるため、意見や心情を記入させたり発表させたりする際には配慮が必要である。
- (2) 「責任」については、法的・制度的な責任だけでなく、他の人の権利や心情を尊重しなければならないという点について理解させる。
- (3) 「セルフチェック」を活用することで、再投稿(リツイート・シェア・リポストなど)でも誹謗中傷を広めることに加担したとみなされ、責任を負うことを理解させる。

3 展開例

学習活動	指導上の留意点、使用する資料
インターネットと SNS の良い点と悪い点を考えてみよう。	
1 インターネットと SNS の良い点と悪い点を考え、ワークシート1に記入し、発表する。	○ 発信や情報入手の容易性、コミュニケーションの利便性、匿名性、書込みの永続性等について、良い点と悪い点の両面を押さえるようまとめる。
ネットや SNS での人権侵害の事件や事例、自分の周りに起こったことを挙げよう。	
2 知っていることをワークシートに記入し、発表する。	○ 生徒の発表を補足しながら、誹謗中傷やプライバシーの侵害などの事例を紹介する。 ○ 右ページの「インターネットを悪用した人権侵害」にも触れ、他の人権課題と関連する問題についても理解させる。
ネットや SNS の使用に伴う、表現の自由や責任とはどのようなものだろうか。	
3 「春名風花さんの事例」や「高校生Aさんの想い」を読み、ワークシートに記入する。	○ 法的な責任だけではなく、扱いによっては気持ちを傷つけたり、命を奪ったりするなどの危険性があることを理解させる。 ○ 思いやりをもち、人権を尊重しなら SNS 等を使う責任があることを理解させる。
相手を傷つけてしまう発言(投稿)をしないために注意することを考えてみよう。	
4 「セルフチェック」も参考にしながら、ワークシートに記入する。	○ すでにしていること、すぐにできることを挙げさせ、行動につなげられるようにする。
自分たちにできるネットや SNS の問題点を解決する方法や取組を考えてみよう。	
5 資料「高校生でもできること」を参考にし、グループで考え、ワークシート4に記入する。	○ 机間指導で見て回り、いくつか意見を紹介する。 ○ よい取組のアイデアがあれば、クラスや学校での実践
6 本時の感想・ふり返りを記入する。	に向けて検討すると行動に結びつけることができる。

[ワークシート]

インターネット・SNSでの表現の責任ってなんだろう？

年 組 番 名前

1 インターネットの良い点と悪い点を考えよう。

インターネット・SNS の良い点	インターネット・SNS の悪い点

2 インターネットやSNSで人の気持ちや権利を侵害する事件や事例、自分の周りに起こったことをあげてみよう。

--

3 ネットやSNSの使用に伴う、表現の自由や責任とはどのようなものだろうか。

--

4 ネットやSNSで相手を傷つけてしまう発言(投稿)をしないために注意すること、今からでも意識できることを、具体的に書きだしてみよう。

--

5 自分たちにできるネットやSNSの問題点を解決できる方法や取組を考えてみよう。

--

6 今日の感想や、気づいたこと、これから心がけたり行動したりしていこうと思うことを書こう。

--

「あの時、被災地で」（人権課題：災害と人権）

1 学習のねらい・人権教育の視点

- (1) 避難所生活で生じる問題について考え、災害時には高齢者や障害者、女性、子ども、外国人、病人などといった、特別な支援や配慮を要する「災害弱者」と呼ばれるさまざまな人たちがいることに気づく。
- (2) 災害時においても、互いの人権を尊重する意識をもち、地域の一員として、困難や課題に対して自分ができることに取り組む意欲や態度を身につける。

2 指導上の留意点

- (1) 災害や防災は、生徒の関心も比較的高く、防災教育や避難訓練の際に、学校や地域と連携し、人権的な視点を取り入れることで、防災と人権の両方において学習効果の充実が期待できる。
- (2) 災害時に自分の命を守る「自助」、助け合いやボランティア精神などの「共助」の心をはぐくむ「兵庫の防災教育」と関連づけながら、「命を尊重する心」「他者を思いやる心」などを育成する。
- (3) 災害においては、誤った情報や風評など不確かな情報に左右されず、客観的な事実など正しい情報や認識に基づいて行動する意識を高める。
- (4) 災害においては、状況や対応において、正解はない。生徒の考えや活動においても、多様な考え方やボランティアも含めた活動について、生徒に主体的に考えさせる。

3 展開例

学習活動	指導上の留意点、使用する資料
<p>1 災害と被災地について、東日本大震災（阪神・淡路大震災やその他の災害等）について理解する。</p>	<p>○ 東日本大震災、阪神淡路大震災の概要について確認する。また、必要に応じて直近の自然災害にも触れ、日本は自然災害が多く、さまざまな備えが必要であることを確認する。</p>
<p>災害時、避難所では、どのような人が、どのようなことに困るだろうか。</p>	
<p>2 左ページの避難所の様子の図を見て、自分が避難所で生活する時の困りごとについて考える。 右ページ「避難所での災害弱者・困りごと」について考える。 ワークシートに記入し、班内やクラスで協議・共有する。</p>	<p>○ 避難所生活において、女性や障害者、外国人等の特に支援や配慮を必要とする人たちの存在だけでなく、プライバシーや健康面、新型コロナウイルス感染症のような感染症対策などにも気づかせる。</p>
<p>災害に伴う人権問題には、他にどのようなものがあるだろうか。</p>	
<p>3 「人権に関する県民意識調査」を見て、気になった項目をワークシートに記入する。</p>	<p>○ 災害発生時や避難所だけでなく、風評による被害やいじめ、風化することなど、復興過程や復興後の人権問題についても気づかせる。</p>
<p>災害発生時から復旧・復興の過程で、高校生としてどのようなことができるだろうか。</p>	
<p>4 災害発生時から復旧・復興の過程で、できることを考える。</p>	<p>○ 地域の一員として災害時に活躍することが期待されている点について気づかせる。 ○ 災害発生時、避難所、復興過程など、場面や時期を分けて、班ごとに割り当てて考えさせる展開もありうる。</p>

5 ワークシート【ケース】に取り組む。
個人で考えた後、班やクラスで共有する。

○ 右ページの「高校生の被災地支援活動」やボランティア、地域と合同の防災訓練・避難訓練等の取組は一例である。

その他、「3」で考えた「風化」に対する取組なども考えられ、必要なことを主体的に考え動くことが重要であることを理解させる。

○ 災害時に限らず、支援の際には、相手の立場に立ち、必要な手立てを考える視点が大切であることに気づかせる。

○ 正解を求めるのではなく、困りごとを想像し、それに対して必要なことを考えるという過程を重視する。

4 参考資料

(1) 「災害時要援護者対策ガイドライン」(日本赤十字社)



(2) 教職員用指導資料「男女共同参画社会の実現をめざす教育の実践に向けて」(改訂版)【実践事例編】(平成30年3月)

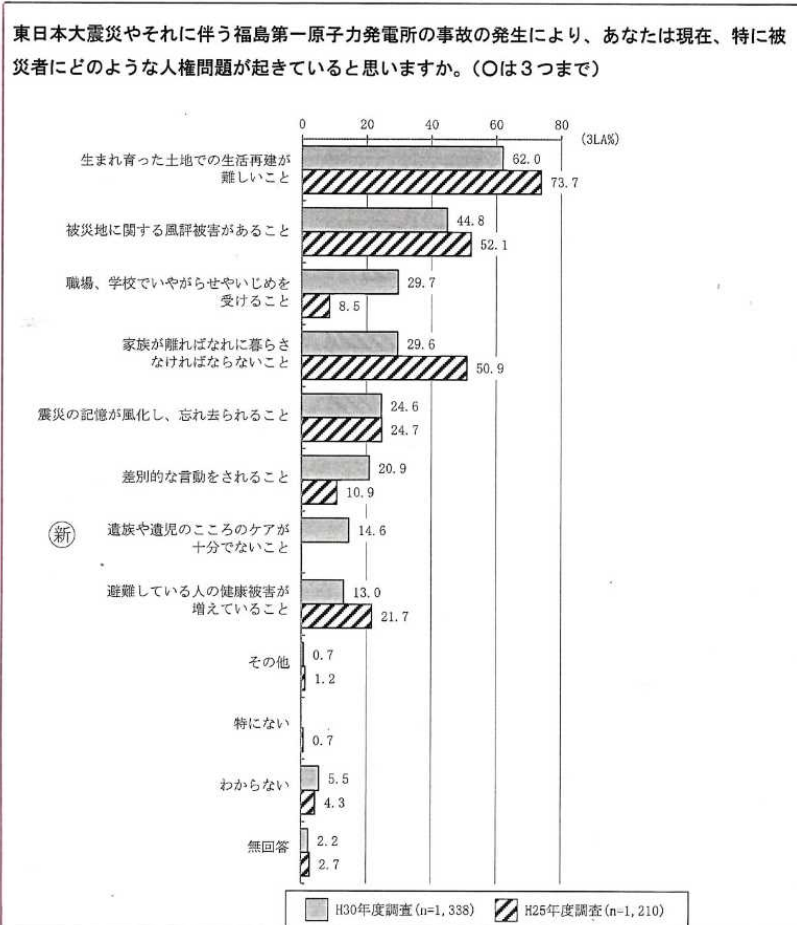
(ア) 「家族や地域の人々とのかかわりを考え、生活をよりよくする」

[QRコード左]



(イ) 「男女共同参画社会と防災を関連づけた学びを行う」 [QRコード右]

(3) 平成30年度人権に関する
県民意識調査の概要)((公財)兵庫県人権啓発協会)



災害時の人権問題について

年 組 番 名前 _____

1 避難所では、どのような人が、どのようなことに困るだろうか。

自分が困りそうなこと:	
(他の人について)誰が	どのようなことに

2 災害に伴う人権問題には、他にどのようなものがあるだろうか。

--

3 「災害弱者」への配慮や支援として、高校生としてどのようなことができるだろうか。

災害時に、高校生の自分でもできる事を考えよう。

--

【ケース】 あなたの住む地域で震災が発生し、あなたの通う A 高等学校の体育館に避難所が開設され、あなたは避難所の運営者の一人として、避難所のルールづくりをすることになりました。地域住民約 100 人が避難、幼児や高齢者、障害者のほか外国人、ペットを連れている人など多様な人が避難してきました。水、電気は確保できており、おにぎり、クラッカー、水の配給が届いています。

Q. 避難してきた人たちの人権が尊重される生活のために、どのようなことを決めればよいでしょうか。理由とともに考えてみましょう。

必要だと考えたルール	必要と思った理由

「身近に広がる貧困」（人権課題：ホームレスの人々等）

1 学習のねらい・人権教育の視点

- (1) 「ホームレス」に至る理由は、企業の倒産や病気、怪我、介護などさまざまな背景があり、自分にも起こりうるということを理解する。
- (2) ホームレスや経済状況が厳しい家庭の子どもに対して必要な支援や、すでに行われている取組、利用できる相談先、支援制度等についての知識を身につける。

2 指導上の留意点

- (1) 子どもの貧困についての学習の際には、生活保護の対象となっている家庭の生徒もいると考えられるため、自尊心を損なうことのないよう配慮する。
- (2) ホームレスや子どもの貧困について、「貧困」という共通点やSDGs1の「貧困をなくそう」との関連を意識させ、自分にも関係ある課題としてとらえさせる。
- (3) 貧困については、生まれた環境で生活レベルや教育の機会が決まるのではなく、貧困の連鎖を断ち切る機会や方法があるということを理解させる。
- (3) ホームレスや若者の貧困については、ワーキングプアやネットカフェ難民などについても触れ、貧困が見えにくくなっているということにも留意する。

3 展開例

学習活動	指導上の留意点、使用する資料
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;">貧困と聞いてイメージすることは何だろうか。</div>	
1 イメージしたことを、近隣の席で出し合う。	○ 生徒の挙げた事項に触れながら、海外の発展途上国の事例、ホームレス、貧困に関する調査結果の報道などを紹介する。また、幅広い人々に関するものであることに気づかせる。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;">ホームレスになる人の理由とはどのようなものだろうか。</div>	
2 「ホームレスの体験談」や資料2の表から、それぞれの理由についてどのような印象をもったか考えさせる。	○ 介護、病気の影響によるリストラ、いじめ(ハラスメント)、高校中退などを確認するとともに、特別な事情でなく自分も含め誰でもホームレスになりうるということに気づかせ、差別や偏見の予防につなげる。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;">貧困が子どもに及ぼす影響とはどのようなものだろうか。</div>	
3 資料3・4を参考に、経済的に苦しい場合に起こりうる状況を想像する。(食べるもの、着るものに困る、好きなものが買えない、遊びに行けない、進学が難しい、など)	○ 資料3から、子ども食堂の増加しており食事・栄養の面で影響が考えられることや、資料4から、進学や自己実現の面での影響が考えられることに気づかせる。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;">貧困の連鎖を断ち切るために、どのような取組が行われているだろうか。</div>	
4 社会保障など公的な制度や取組の他、身近な地域で行われている、またはできそうな取組について、調べる。	○ 困ったときの相談先や制度の周知の他、どのような境遇や状態であっても、貧困の連鎖を断ち切る機会や方法があるということに気づかせたい。

「すべてはつながっている」(SDGs と人権)

1 学習のねらい・人権教育の視点

- (1) SDGs(Sustainable Development Goals)は「持続可能な開発のための教育」という訳語から、環境や経済、社会のイメージが強いが、SDGs の理念として「誰一人取り残さない」ということが通底しており、17 のゴールは、すべて人権とつながっているといえることができる。
- (2) 本テーマの学習を通して、SDGs の理念を理解するとともに、「ジェンダー平等を実現しよう」や「人や国の不平等をなくそう」、「平和と公正」のような、直接人権とつながっているようなゴール以外にも、人権問題、人権課題とのつながりを考える姿勢を身につける。
- (3) SDGs の達成に向けて、自分事としてとらえ、自己変容(従来の価値観・行動・ライフスタイルが内発的に変わるプロセス)につなげる。






2 指導上の留意点

- (1) 本テーマを扱う教育活動は ESD(Education for Sustainable Development:持続可能な開発のための教育)となりうる。ESD では、一人ひとりの行いの積み重ねが、地球規模の諸問題を引き起こしている一方、それらにより解決することもできるという認識をもつことが重要である。
- (2) 持続可能な開発に向けて、生徒の変容を促すためには「体験」が不可欠である。ワークシートを用いた活動により、多様な意見や取組を共有することで、生徒の変容が期待できる。また、授業後、ワークシートをクラスに掲示したり、面談や授業に活用したりすることで生徒の認識や考えを深めることができる。
- (3) 図2およびワーク1に記載の「脆弱性」は、弱い立場の人と読み替えることができる。ワークシートの記入例としては、[誰が - 視覚障害者が][何に - 移動に][なぜ - 段差などユニバーサルデザインでない街のつくり]など、『HUMAN RIGHTS』のテーマ1~14に出てくる人権課題との関連が考えられる。
- (4) 生徒用資料に関しては、SDGs は国連が意図的にカラーで作成したこと、また QR コードから Web ページを主体的に閲覧することが可能であることから、紙媒体ではなくデジタルでの配信が望ましい。
- (5) 単に環境や平和などの学習にとどまらないよう、人権との関連づけに留意する。

3 展開例

次ページ参照

4 参考資料

- | | | |
|--|---|---|
| (1) フリーPowerPoint スライド(SDGs の概要を知る) | (1)  | (2)  |
| (2) SDGs CLUB(SDGs の概要を学ぶ) | | |
| (3) ゴー・ゴールズ(SDGs を日本語版すごろくで学ぶ) | (3)  | (4)  |
| (4) SDG4 キャンペーン
(SDGs4番に特化したプロジェクト。旧世界一大きな授業) | | |
| (5) ヒューライツ大阪(SDGs と人権の関連性を解説する Web サイト) | (5)  | |

[展開例]

学習活動	指導上の留意点、使用する資料
SDGs とはなんだろうか。	
<p>1 学校や日常生活の中で見たり聞いたりしたことを発表する。</p> <p>2 図1やYouTube 動画(We the people) (QRコード)を見る。</p> <p>3 QR コードから 2030 アジェンダの原本にアクセスし、人権にかかわる文言を確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自分の身のまわりのこととSDGsとのつながりを意識させ身近に感じさせる。 ○ QRコードの動画のほか、さまざまなメディアで取り上げられていることも紹介する。 ○ 2030 アジェンダの原本を読ませ、人権にかかわる文言や理念から、SDGs の基盤は人権であることを認識させる。
SDGs の設定における重要な視点とは何だろうか。	
<p>4 図2を見て説明を聞く</p> <p>5 図3、キーワードの理解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 図2を用いて、SDGs では、脆弱性の高い人々、すなわち「弱い立場の人々」の不利益や不安定さをどのように解消するかが重視されていることを理解させる。 ○ 図3の上部「SDGs13 番に関連する人権・条約等」で、ゴールと他の人権規約との関連について理解させる。 ○ ターゲット・指標の部分により、ゴール同士のつながりや、ターゲットや課題が何をもって達成されたかを判断する基準として「指標」があることに気づかせる。
自分やクラスの目標(ゴール)をつくり、行動に移す方法を考えよう。	
<p>6 ワーク1～3に取り組み、SDGsの達成につながる自分の目標を考える。 グループやクラスで発表し、クラスメートの目標や意見などから、より具体的に考える。</p> <p>7 図4を見てSDGsと社会づくりの例について理解を深める。</p> <p>8 ふり返りを行う</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ワークに取り組ませ、社会や身近な人々の不利益・不安定さ、人権侵害について考え、人権課題とSDGsとの関連づけを図る。 ○ ワーク1については、具体例を挙げるのが望ましい。 ○ ワーク2については、グループで相談・協議すると多様な考え方やつながりが見えてくる。 ○ ワークシートの記入内容について、教員によるフィードバックやグループ、クラスでの発表等を行い、具体化を図る。。 ○ ワーク3については、完成しない場合は放課後や家庭学習での課題とする。 ○ さまざまなゴールや人権の視点などを組み合わせた取組イメージの例として、明石市について説明する。



すべてはつながっている

年 組 番 名 前 _____



あなたが知っている人はいるかな？
アクセスして見てみよう！



ワーク1 脆弱性について、図2を参考に、あなたが思いつく立場が弱くて困っている人を整理しよう。

誰が？	何に対して？	なぜ？



ワーク2 上の表の中から、あなたが高校生活でかかわる人を取り上げ、SDGs と結びつけよう。

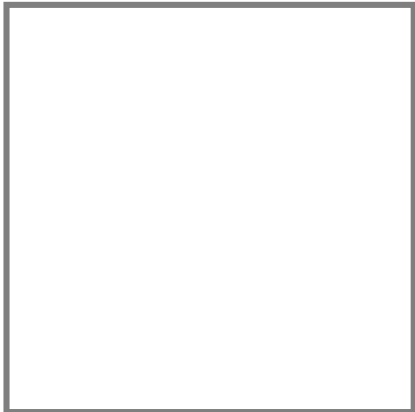
誰が？	何番のゴールとつながっている？



ワーク3 ワーク1・2で挙げた、立場が弱くて困っている人を支援し、問題解決につなげるための独自の目標を考えよう。

- Step1. 自分が考える目標の名前とデザインを作ろう。
- Step2. 発表や掲示などでクラスで共有しよう。
- Step3. クラスの目標を決め、達成に向けて周知しよう。

自分がつくった目標は何をもって達成としますか？
 クラスの中で似た目標はありますか？
 クラス外に周知する方法は
 どのようなものがありますか？



Q クラス内で共有を行い、気づきを記入しよう。

Q SDGs の理念である「誰一人取り残さない」を実現するため、自分ができることを考えよう。

人権教育基本方針

平成10年3月9日
兵庫県教育委員会

今世紀、人類は、二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、平和が如何にかけがえのないものであるかを学んだ。

その反省から「世界人権宣言」が生まれて半世紀。この間も各地で紛争が相次いだ現実から、われわれは、平和と人権の不可分な関係を改めて思い知らされ、人権の尊重が平和の基礎であるという共通認識をもちつつある。来るべき21世紀を「人権の世紀」とするために、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」との人類普遍の原理は、ますます重要になるにちがいない。

兵庫県教育委員会においては、日本国憲法や教育基本法に則り、基本的人権を尊重する教育として、同和教育・地域改善対策としての教育を推進してきた。その結果、この教育の二大課題である「教育上の較差の解消」と「部落差別意識の払拭」は、県民あげての努力によって、今日一定の成果を上げるに至っている。

しかし、差別意識の潜在化傾向も見られるなど、部落差別は社会になお根深く存在していることも事実であり、さまざまな差別や偏見とともに、県民の自己実現と共生を阻む要因となっている。さらに国際化、情報化、科学技術の進展、環境問題への関心の高まり、高齢化・少子化など社会の急激な変化に伴って、人権にかかわる新たな問題が生じてきている。

これらの課題の解決に当たっては、個別的な対応だけではなく、同和教育が人権問題の重要な柱であると捉えつつ、人権という共通の価値に立脚し、また、生命の尊厳やボランティア精神の尊さ、他者を思いやる心の大切さなど震災から学んだ教訓を生かし、「人権という普遍的文化」を構築することを目標に、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育を推進する必要がある。

そのため、人権教育を次の1～4の内容によって構成し、課題が残存するかぎり継続して取り組まなければならない同和教育をはじめ、女性、子ども、障害のある人、外国人などの人権にかかわる今日的な課題の解決に向け、相互の関連を図りながら総合的に推進するものとする。

1 すべての人に対して、とりわけ差別や偏見などによって十分に学ぶことができない人に対して学習機会の提供に努め、自己実現を支援する。（人権としての教育）

- ・ 自ら学ぶ力の育成
学ぶことから疎外された人が、学びに出会い、その素晴らしさを知ることによって、自ら学ぶ力を身につけることを支援する。
- ・ 自己についての肯定的な認識の形成
自尊感情の形成を促すとともに、自分と社会についての確かな認識を培い、アイデンティティを確立することを支援する。

2 生命の尊厳や人権の概念と価値についての認識を培い、すべての人の人権が尊重される社会を築いていこうとする意欲や態度の育成を図る。（人権についての教育）

- ・ 人権意識の高揚
生命の尊厳を基盤として、憲法、人権の歴史、平和と人権にかかわる問題、国際的な人権思潮などについての認識を培い、人権意識を育てる。
- ・ 差別解消への態度の形成
差別や偏見の不当性とその解消を目指す人々の生き方の学習などを通して、人権問題に積極的に取り組もうとする意欲や態度を培う。

3 人権尊重の理念に基づいて、人と人とが豊かに共生していくために必要な資質や技能の育成を図る。（人権を尊重した生き方のための資質や技能を育成する教育）

- ・ 自立向上の精神の育成
自立心を育てるとともに、個性や能力を伸ばすことの素晴らしさに気づかせ、仲間の中かで自分を高めていこうとする態度を育てる。
- ・ 思いやりの心の育成
さまざまな個性をもつ人々との出会いと交流を通して、自他の違いを認め合う態度や豊かな人間関係を築くための資質、技能を身につけさせる。

4 教育指導や学習の環境が、学習者の人権を尊重したものとなるよう、「児童の権利に関する条約」等の趣旨も踏まえ、その充実に努める。（学習者の人権を大切にした教育）

- ・ 一人一人を大切にした教育指導
学習者の興味や関心などに応じて、自主的、主体的な学習を促す教育指導に努める。
- ・ 学習環境と条件の充実
学習者の個性と能力を伸ばさせるため、学習環境と条件の充実に努める。

人権教育の推進に当たっては、各教育委員会及び教育機関は、教育の主体性、中立性を堅持しつつ、それぞれの実態に応じて、創意に富んだ人権教育を展開することが大切である。また、人権教育がこころ豊かな社会の実現を目指す建設的な営みであるという認識に立って、人権問題や人権教育に関する適切な情報の提供に努め、県民の間に人権教育の重要性についての理解を広めることが必要である。

学校教育においては、「生きる力」を育むという観点から、人権教育を児童生徒の発達段階に応じて、あらゆる教育活動に位置づけるとともに、総合的な学習の機会なども活用し、開かれた学校づくりへの展望に立って、家庭・地域社会などと連携して推進する。

社会教育においては、人権教育を生涯学習体系に明確に位置づけるとともに、県民の人権についての学習や人権尊重の家庭づくり・まちづくりへの意欲を喚起し、一人一人のニーズに応じた学習機会の拡充を図る。

また、教職員をはじめとする指導者の人権教育の推進にかかわる資質能力の向上を図るため、研修の改善、充実に努める。

外国人児童生徒にかかわる教育指針

平成12年8月
兵庫県教育委員会

世界は今、文化、経済をはじめあらゆる分野の活動が地球規模で展開され、国境を越えた相互依存の様相を強めている。このようなグローバル化が進行する中で、あらゆる国の人々と共生を目指す国際性豊かな人間の育成が求められている。

現在、兵庫県内に在住する外国人は、約10万人に及んでおり、そのうち6万人あまりが在日韓国・朝鮮人である。また近年は、就労や留学目的等で在住するアジアや中南米諸国の人々が急激に増加してきている。

兵庫県では、平成6年(1994年)に「地域国際化推進基本指針」を、さらに平成11年(1999年)には、阪神・淡路大震災における国籍や民族を超えた助け合いの体験などを通して得た教訓も踏まえ、基本指針の「フォローアップ方策」を策定し、異なる文化や生活習慣、価値観に対する理解や寛容の心を育む「こころの国際化」に努めている。

兵庫県教育委員会では、人権尊重を基盤に国際的視野を持ち、異文化を理解し尊重するとともに、異なる文化を持った人々と共に生きていく態度を育む取組を進めてきた。

平成10年(1998年)3月には「人権教育基本方針」を策定し、すべての人の基本的人権を尊重し、人権という普遍的文化を構築することを目標に、人権教育を推進している。

しかしながら、異質なものを排除しがちな日本の社会にあって、外国人に対して、歴史的経緯や社会的背景などにより生み出された偏見や差別が存在している。このような現状において、外国人児童生徒の中には、本名を名乗りにくいなど、民族的自覚や誇りの確立を阻害されている状況がみられたり、また、日本語理解が不十分なことや文化、生活習慣の違いなどが起因となって、疎外感を感じたり、いじめを受けるなど、諸問題が生じてきている。

そこで、多文化共生の視点に立って、外国人児童生徒の自己実現を図ることを支援するとともに、すべての児童生徒が互いを尊重し合い、多様な文化的背景をもつ外国人児童生徒と豊かに共生する真の国際化に向け、「人権教育基本方針」に基づき、外国人児童生徒の人権にかかわる課題の解決に取り組むため、指針を策定する。

<基本的な考え方>

1 外国人児童生徒が民族的自覚と誇りを持ち、自己実現を図ることができるよう支援する。

同質にとらわれがちな日本の社会において、外国人児童生徒が母国の文化や言語にふれる機会が少ないことなどにより、自己を肯定的に受け止めにくい状況がみられる。とりわけ在日韓国・朝鮮人児童生徒の中には、今なお残存している民族的偏見や差別などが要因となって、学校や日常生活において本名を名乗るのが難しい現状がある。また、就業については改善されつつあるものの厳しい実態があり、外国人児童生徒が将来の進路に展望を持ちにくい状況もみられる。

このような状況を踏まえ、あらゆる教育活動の中で、外国人児童生徒の自尊感情の形成を促すとともに、課外活動などを通して、母国の文化や言語にふれる学習機会の提供に努めることが大切である。

また、日本語理解が不十分な外国人児童生徒においては、日本語指導をはじめ学力の向上を図る取組など、外国人児童生徒に対する学習指導や進路指導を充実させるとともに、母語による学習機会を提供するなど、自己実現が図れるよう支援することが必要である。

- 2 すべての児童生徒に、外国人に対する偏見や差別の不当性についての認識を深めさせるとともに、あらゆる偏見や差別をなくしていこうとする意欲や態度を身につけさせる。

人権尊重の国際的な世論の高まりや日本の人権関係諸条約の批准を背景として、指紋押なつ制度が全廃されるなど、外国人の人権にかかる現状は徐々に改善されつつある。しかし、在日韓国・朝鮮人をはじめ日本に在住する中国など東アジア諸国の人々に対する民族的偏見や差別がなお残存しており、近年、新たに在住するようになった中南米諸国等の人々に対する偏見や差別が生じてきている。

これらの課題解決のため、児童生徒の発達段階を踏まえながら、在日韓国・朝鮮人や日本に在住する中国など東アジア諸国の人々にかかわる歴史的経緯や社会的背景をはじめ、外国人についての認識を深めさせることが必要である。また、外国人にかかわる人権問題についての学習や人権関係国際文書等に示されている人権の概念及び価値についての学習を通して、偏見や差別の不当性についての認識を深めさせ、差別を積極的になくしていこうとする意欲や態度を身につけさせることが重要である。

- 3 共生の心を育成することを目指し、すべての児童生徒に多様な文化を持った人々と共に生きていくための資質や技能を身につけさせる。

国籍や民族の異なる外国人児童生徒が多く在籍している現状から、学校においては、国籍や民族の「違い」を「違い」として認め合い、異なる文化や生活習慣、価値観を受容し尊重する共生の心を育成することが求められている。

そのため、多様な文化を持つ人々相互の人権尊重を基盤に、異なる文化や生活習慣、価値観に対する理解を図り、すべての児童生徒に自国の文化や歴史を尊重する態度を培うとともに、自分の考えを適切に表現し、立場や意見の異なる人々と協力しながら多様な文化を持った人々と共に生きていく異文化間コミュニケーション能力を育成するなど、外国人と豊かに共生していくための資質や技能を身につけさせることが重要である。

- 4 外国人児童生徒にかかわる教育指導の充実に向け、教職員一人一人が人権意識の高揚に努めるとともに、実践的指導力の向上を図るための研修体制を確立する。

教職員は、外国人児童生徒一人一人の人権を大切にされた教育指導の充実に努めるために、外国人児童生徒にかかわる教育の重要性についての認識を深めることが肝要である。また、外国人児童生徒個々の状況の把握に努め、母国の文化、教育制度、民族の歴史等についての認識を深めることを通して、外国人児童生徒の理解に努めるとともに、自己実現を阻んでいる要因や教育課題を明らかにし、共通理解を図ることが重要である。

そのためにも、教職員一人一人が、指導者自身の人権意識が学習者にとっての重要な学習環境であるという認識に立って、自己研鑽と人権意識の高揚に努める必要がある。また、学校においては、教材の開発や指導方法の研究に取り組むなど、実践的指導力の向上を図るための研修体制を確立することが重要である。

性的マイノリティ相談対応フローチャート

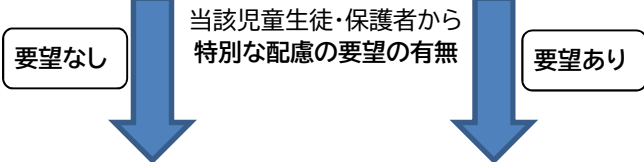
兵庫県教育委員会事務局人権教育課

日頃からの多様性を認める学校づくりの取組みの実施(体制整備・校内研修・児童生徒への指導等)

相談者(当該児童生徒・保護者)



教職員(担任、養護教諭等)

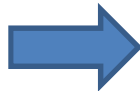


相談を受けた教職員による対応

※対応のポイント・留意点:

- 相談を肯定的に受容する
- 否定しない、決めつけない
- 何に困っているのか聞く
- 誰に話しているのか、情報共有しているのかを確認する
- 性の多様性や相談先などについて情報提供する
- 児童生徒との対話を繰り返し、持続的に行う

報告・共有



※アウトティングにならないよう、本人の承諾を得る

組織としての対応

- サポートチームの設置
支援委員会・ケース会議等の開催
構成例: 管理職、学年主任、担任、養護教諭、生徒指導担当、スクール(キャンパス)カウンセラー、学校医 等
参考: 文部科学省 教職員向け資料 (P3、7)
- 当該児童生徒への支援計画の検討・立案
参考: 文部科学省 教職員向け資料 (P4~6)
- ※ 当該児童生徒や保護者の意向を踏まえて進めることが重要
- 校内研修・情報共有の実施
・ 性的マイノリティについての基本的な知識や対応等に関する理解
参考: 校内研修資料 (県教育委員会作成)

基本姿勢

- ※ 全教職員での見守り
- ※ 当該児童生徒の秘密の厳守

専門家・関係機関等

- ・ スクール(キャンパス)カウンセラー
- ・ スクールソーシャルワーカー
- ・ 専門医等
- ・ 児童相談所
- ・ 大学
- ・ 教育委員会
- ・ 医療機関
- ・ 支援団体 等

連携・相談



助言・支援

相談窓口(例)

- ・ 全国共通人権教育課相談ダイヤル 0570-003-110
- ・ 子ども人権 110 番 0120-007-110
- ・ 兵庫県精神保健福祉センター 078-252-4980
- ・ 神戸市精神保健福祉センター 078-371-1855

当該児童生徒への支援の実施(サポートチームを中心に)



支援の評価

※サポートチームによる評価の他、当該児童生徒・保護者からも聞き取りをして参考にする

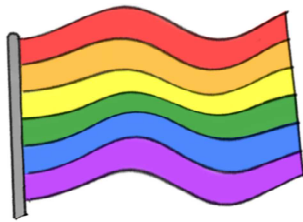


性的マイノリティに対する支援のための留意点

兵庫県教育委員会事務局人権教育課

教職員として気をつけること

- いじめを許さない指導を日常から実践する
- 適切な指導を行うため自己研鑽に努める
- 偏見や差別の可能性のある言動をしていないか自己チェックする
例)「ホモ」「レス」「おかま」「オネエ」など
- ステレオタイプや思い込み、先走った対応とならないよう人権感覚を磨く
- アウティングをしないよう気をつける



教室・授業において気をつけること

- すべての児童生徒の人権が尊重され、個性が大切にされるよう、居心地の良い環境づくりに努める
- 性の多様性を踏まえた授業となるように工夫をする
- 児童生徒が性の多様性にふれ、理解を深めることができるよう、保健室や図書室等に性的マイノリティに関連する書籍を置く
- 児童生徒が適切でない発言等を行った場合は、適切に対応する(指導や説明を適時・適切に行う)
- 行事・部活動で性別にかかわらず役割分担が選べるような配慮をする

相談体制の構築

- 相談しやすい学校の雰囲気をつくる
- 気軽に相談できる窓口をつくる
- 勝手な決めつけや先走りにならないよう、最後まで話をしっかりと聞く
- 受容的に話を聞き、当該児童生徒とともに考え寄り添う姿勢で相談に対応する
- 当該児童生徒に秘密を守ることを伝え、安心して相談できるよう配慮する
- 学校内で情報を共有しなければいけない場合は、その旨を当該児童生徒に伝え、当該児童生徒の理解のもと支援を行う

制度・慣習の見直し・検討の例

〈例〉 (合理的配慮の考え方にに基づき検討)

- * 名簿…男女で分けない名簿
- * 呼称…「さん」付けや通称名で呼ぶ
- * 役割分担…性別にかかわらず役割
- * 書類の性別欄…
 - ◇性別を問う必要のない場合は性別欄の削除
 - ◇性別の自由記述への変更
- * 制服・体操服…
 - ◇選択制
 - ◇制服のデザインを見直す際に、保護者や児童生徒の意見を取り入れる

施設等の配慮の例

(合理的配慮の考え方にに基づき検討)

- * トイレ…
 - ◇全員が多機能トイレ等を使用できるよう配慮
 - ◇当該児童生徒が困っていれば職員トイレ等の使用を検討
- * 更衣室…
 - ◇別室や時間差で対応できないか検討
 - ◇対応をする場合、周りへの説明をどうするかを当該児童生徒や保護者と話し合い、学校内で共通認識を図る

参考:文部科学省 教職員向け資料 (P4, 9)



【参考】性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)(平成28年4月)文部科学省『性的マイノリティに対する正しい理解のために』(平成28年3月)兵庫県教育委員会

性的マイノリティに関する Q&A

兵庫県教育委員会事務局人権教育課

Q1. 性的マイノリティとは何でしょうか。また、どれくらいの割合でいるのでしょうか。

「性的マイノリティ」という字義からすれば、「性のありようが社会の多数派とは異なる人々」ということになりませんが、「LGBT など性的マイノリティ」という言葉が示すように、一般的には、レズビアン(女性を好きになる女性)、ゲイ(男性を好きになる男性)、バイセクシュアル(女性と男性の両方を好きになる人)、トランスジェンダー(出生時に判断された性別とは異なる性別を自認する人々)のことをさします。ただし、性は多様であり、この4つの集団に限られるものではないことから、「LGBT など」という意味で使用されています。

LGBT は、別の言い方をすれば性的指向(sexual orientation)や性自認(gender identity)が多様な人々のことです。この2つを合わせた略称 SOGI を使って、「SOGI の多様な人々」という言い方もできます。

LGBTなどの性的マイノリティの割合については、調査によって多少の違いがみられ、全人口の数%から10%^{*1}とされています。割合よりもむしろ注目すべきは、カミングアウト率の低さです。ある調査によると職場や学校でカミングアウトしている人は3割弱となっています^{*2}。「性的マイノリティの人に出会ったことがない」、「自分の周りにはいない」という人もいますが、カミングアウトしていない(できていない)当事者が圧倒的多数であるがゆえに、不可視化された存在になっているだけとも言えます。

また、LGBTなどの用語は、型に当てはめるものではなく、本人の困りごとを理解するためのものと考えましょう。対応の際には、マニュアル的な型にはまった対応ではなく、本人の困りごとや悩みに寄り添った配慮や支援が必要です。

- *1 「LGBT 調査 2018」(電通ダイバーシティラボ、2018)では、LGBTQに該当する人の割合は、8.9%
「多様な性と生活についてのアンケート調査」(三重県男女共同参画センターと宝塚大学看護学部教授日高庸晴、2017)では、性的マイノリティ当事者は10%
- *2 「LGBT当事者の意識調査 ーいじめ・職場環境問題ー」(宝塚大学看護学部教授 日高庸晴、2016)

Q2. 学校として性的マイノリティの児童生徒をどのように把握すればよいでしょうか。

性的マイノリティの児童生徒やその保護者は、性的指向や性自認等について、他の児童生徒だけでなく、教職員に対しても秘匿しておきたい場合があります。そのため、一斉調査のようなものを実施しても正確な情報が得られないばかりか、調査の目的や意図が曖昧なままでは、学校への不安や不信感を与えてしまうことにもなります。相談をしてくる、あるいはカミングアウトしてくる児童生徒がいなかったとしても、当該児童生徒が学校や学級に在籍していると考えられます。教育上の配慮をする上では、日常の対話こそが重要であり、「困りごと」のある児童生徒が相談しやすい環境を整えておくことが何よりも重要です。それにより、相談やカミングアウトにもつながっていくと考えられます。

Q3. 児童生徒から相談を受けた際には、どのようなことに気をつければよいでしょうか。

対応のポイント・留意点として、次のようなことが挙げられます。

□ 相談を肯定的に受容する

「話してくれてありがとう」と伝えるなど、まずは相談を受けつけるという態度を積極的かつ肯定的に示すことは、相談者である児童生徒とのよい関係を築く上で重要なポイントとなります。

□ 否定しない、決めつけない

学校や教職員が LGBT や SOGI が何であるかを理解しておくこと(基礎知識)は必要ですが、児童生徒をそのいずれかに分類することは重要ではありません。児童生徒の語りや使用する文言が「基礎知識」と一致しないこともあります。話を繰り返し聞く中で変化することもあります。児童生徒を「唯一無二」の存在として尊重し、語りをじっくり聞き取ることが重要です。分からないことは、率直に聞くようにしましょう。

□ 何に困っているのか聞く

「性的マイノリティだから、〇〇に困っている」と決めつけるのではなく、困りごとがあるのか、あるとすればどういった困りごとがあるのかを丁寧に聞き取ることが重要です。最適な対応は、一人ひとり異なるため、児童生徒との対話の中で一緒に考えていくようにしましょう。

□ 誰に話しているのか、情報共有していいのかを確認する

プライバシーの保護(秘密保持)は、相談・支援を円滑に進めるための重要なポイントとなります。相談内容についてどの範囲で誰に情報を共有してよいのかを確認し、それを守りましょう。確認することそのものが、児童生徒の安心にもつながります(LGBT など性的マイノリティの場合はとくに、受容できていない保護者や家族に話が漏れることによって孤立を深めることがあります)。命の危険にかかわることや、他者への加害を含む内容など、プライバシーの保護(秘密保持)の原則適用が除外されるケースもありますので、その場合は専門家に相談するようにしましょう。

□ 性の多様性や相談先などについて情報提供する

児童生徒が自身を肯定的に捉えたり、理解を深めたりする上で、性の多様性に関する文献資料、あるいは相談窓口・当事者団体・専門家などを紹介することが役に立つことがあります。教職員や学校だけで問題解決しようとせず、こうした「社会資源」とつなぐ、つながることは大事ですが、その必要性や最適なタイミングは相談者一人ひとりで異なります。

□ 児童生徒との対話を繰り返し、持続的に行う

最初にカミングアウトした時には特定の困りごとがなくても、後になって出てきたり、「合理的配慮」が提供されていても、それが実情に合わなくなったりするなど、事情やニーズは変化するものです。変化するのが自然なことでも、児童生徒からすれば、学校や教職員にそのことを言い出しにくいということもありますので、「最近、どう?」といった声かけをするなどして、繰り返し、持続的に対話する姿勢を示すようにしましょう。

くれぐれも、児童生徒からの信頼を真摯に受け止め、プライバシーの尊重と厳守を最優先し、本人の同意なく他に広まることのないよう配慮しましょう。相談に対して、学校として組織的に対応する際には、教職員間での情報共有について、本人の承諾を得る必要があります。

Q4. 性別違和のある生徒から「自身が自認する性別の制服を着用したい」という申し出がありました。どのように対応したらいいですか。

当該生徒や保護者の意思、意向を確認するとともに、教育委員会や医療機関等と連携を図りながら、着用を認めた学校の事例があります。また、このような相談を機に、制服のあり方を見直し、制服を変更した学校もあります。いずれにしても本人の意向を尊重しながら、相談できる体制を整え、対応することが大切です。

Q5. 生徒指導の際に気をつけるべきことは何ですか。

学級・ホームルームにおいては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育を推進することが、悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の土台となります。

性的マイノリティの児童生徒は、「なぜ自分は他の自分と違うのだろう」といった自己のアイデンティティについて悩みを抱えている場合があります。家族や友人とうまくコミュニケーションが取れなくなり、不登校や自傷・自殺関連経験をひき起こす場合もあるため、教員は「気になる問題行動」の背景に性的指向や性自認を理由とする「生きづらさ」や「困難」が関わっている可能性があることを視野に入れて対応することが求められます。

戸籍上の性別によく見られる服装や髪型等をしていない場合にも、一方的に否定して指導するのではなく、その背景を考慮して対応することが大切です。

Q6. 性的マイノリティの児童生徒に対する進路指導について、留意することはありますか。

性的マイノリティの児童生徒は、自分が他者と異なると考え、自身の将来を思い描きにくい状況に陥ることがあります。身近にロールモデルがいない児童生徒にとって、似た境遇の人が存在し、その人がしっかり社会生活を送れていることを知ることは、心の支えとなります。人権教育の授業や講演会などに当事者を講師として招き、実際にどのような職に就き、どのように生活しているのかなどについて話してもらうような機会があると良いでしょう。

中学校や高等学校への進学の際には、本人の承諾を得たうえで、進学先の学校と連携し、当該児童生徒について引き継ぎをすることも重要です。

また、高等学校での進路指導の際に、「公正な採用選考の基本」(厚生労働省)に「…LGBT等の性的マイノリティの方などの特定の人を排除せず、求人条件に合致する全ての人が応募できるようにすること」が明記されていることや、ハラスメントに関する指針に「相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動」が該当する例として挙げられるなど、企業や社会において採用選考時や就労後の取組が進んでいることを学ぶ機会も確保すると良いでしょう。

Q7. 当事者児童生徒や保護者の意向を踏まえるとはどういうことでしょうか。

合理的配慮の考え方にに基づき、他の児童生徒への指導や対応とのバランスを考えながら、支援していくことが重要です。

Q8. 性別の取扱いの変更は可能なのでしょうか

「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」(平成16(2004)年)が施行され、家庭裁判所の審判により、性別の取扱いの変更が可能となりました。ただし、性別の取扱いの変更の審判を受けるには、身体的治療(手術等)を受け、外見的な変更を備えていることなど、いくつかの条件が定められており、性別適合手術の実施が法定成人年齢以上でなければできないことから、未成年者が性別の取扱いを変更することは法律上できません。

委員名簿

1 人権教育資料検討委員会

委員長	森 実	大阪教育大学 教職教育研究センター 教授
副委員長	高田 一宏	大阪大学大学院 教授
	魚井 和彦	県立学校長協会人権教育委員会 委員長(県立津名高等学校 校長)
	勝沼 直子	神戸新聞社 論説副委員長
	桑原 浩	兵庫県人権教育研究協議会 会長
	篠原 嘉一	(株)NIT 情報技術推進ネットワーク 代表取締役
	西口 ひろ子	兵庫県公立高等学校PTA連合会 理事
	東 優子	大阪府立大学 教授
	東谷 聡美	(一社)兵庫県児童養護連絡協議会 理事
	横川 太	(公財)兵庫県国際交流協会(HIA) 参事

2 人権教育資料作成委員会

委員長	大森 秀一郎	県立西宮甲山高等学校 主幹教諭
副委員長	野田 かおり	県立龍野北高等学校 教諭
	市毛 啓之	県立明石高等学校 教諭
	今井 豊	県立加古川東高等学校 教諭
	上山 尚穂子	県立芦屋高等学校 教諭
	戎原 進一	県立福崎高等学校 教諭
	田中 房雄	県立宝塚西高等学校 教頭
	藤友 和子	県立長田高等学校 教諭
	益田 由布子	県立神戸北高等学校 教諭
	松井 恵子	県立西神戸高等特別支援学校 教諭
	松井 健太郎	県立川西明峰高等学校 教諭
	三谷 量	県立東灘高等学校 教諭
	村上 知幹	県立神戸工業高等学校 教諭
イラスト担当	里 知純	県立美術館 主任指導主事
イラスト担当	三木 盛顕	社会教育課 主任指導主事

※ 所属・職名は令和3(2021)3月現在

※ 委員長・副委員長以外の委員については50音順

高校生用教育資料

HUMAN RIGHTS -いま 私がひらく 未来-
[令和2年度改訂版]
活用の手引

令和3(2021)年3月発行

発行 兵庫県教育委員会
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号